

類社

大和國添下郡伊射奈岐神社の條見合すべし

神位

本國神名帳、正五位伊射奈木明神、

香山神社

香山は加具夜麻と訓べし○祭神天香語山命歟○下車持村に在す、今香山延毘須社、また高森明神、また西神社と稱す、國志、私考、例祭三月廿三日、九月廿八日、○舊事紀、天香語山命、尾張連等祖、○姓氏錄、和泉國、神別、若犬養宿禰、火明命十五世孫古利命之後也、同河内國、若犬養宿禰、火明命十六世孫尻調根命之後也、同次田連の下に、火明とあり、命見天香山命之後也、

官社私考に、拾芥抄、宮城部、或書云、延曆十二年正月甲午、遣使於山背國葛野郡宇太村地、爲遷

都也、同年六月庚午、令諸國造新宮諸門、云々、若狹越中二國造皇嘉門、若犬養氏也、抄一本に鳥羽門を安嘉門とし、若犬養を海犬養と書るは誤寫なり、三善爲原の掌中隱に、門號、起、事取、住名也云々、とあるをも證とすべし、日本後紀、大同三年四月丁卯、有二鳥一集於若犬養門樹枝上、接翼交頭俱死、終日不墜、爲人被打墜、時人以爲北陸道觀察使從四位上藤原朝臣仲成、典侍正三位藤原朝臣藥子、兄妹招尤之兆也、とある若犬養門これなり、さてその時人の爲る由は、此門造れる人の若狹越中の國方に依りて、北陸道に繋て兆せるなりと云り、然るべし、

神位

本國神名帳、正五位香子山明神、

靜志神社

靜志は志津志と訓べし○祭神在所等詳ならず

官社私考に、委道が家記に、佐分郷父子村に山王宮といふ社あり、合殿に熊野權現を祭れり、此社を獅子宮ともいふ、此社を靜志神社なりと云りといへり、然れども、私考も此社今詳ならずといへり、今從はず、

神位

本國神名帳、正五位志津志明神、

日置神社

日置は倍伎と訓べし○祭神日置朝臣祖神歟○青郷日置村に在す、今荒神と稱す、瑞應山大成寺境内にあり、地主鎮守神なりと云り、國志、私考、例祭 月 日、○古事記、應神、岐君等之祖、右京皇、日置朝臣、應神天皇皇子大山守王之後也、

類社

尾張國愛智郡日置神社の條見合すべし

神位

本國神名帳、正五位日置明神、

大飯神社

○神社要録

大飯は郡名に同じ、和名鈔、部名大飯、○祭神詳ならず○本郷山田村に在す、本郷八箇村の産土神今大飯
鍬立明神と稱す、また上の宮ともいふ、私考例祭三月四日、九月十日、十六日、
神位

本國神名帳、正五位大飯明神、

佐伎治神社

佐伎治は假字也○祭神素盞鳴尊、稻田姫、大己貴命、社説○高濱村に在す、國志、今碎道明神と稱す、本津庄十箇村産土神例祭九月十日、十三日、
神位

本國神名帳、從三位碎道明神、

神領

若狹國志云、里人の舊記に、永祿の頃高濱の領主二條殿より田七町七反寄附あり、

三方郡十九座 大一座小十八座

三方は美加太と訓べし、和名鈔、部名三方、假字上の如し、式廿二、上民部拾芥抄、國郡三方、

須可麻神社

須可麻は假字也○祭神菅窰由良度美神歟、私考○菅濱村に在す、今世永明神と稱す、國志、郡縣例祭四月一日、六月十八日、○古事記、應神天皇之日矛聞、其妻遁、乃追渡來、將、到、難波之間、略中次清日子、此清日子娶、當摩之伴妻、生子酢鹿之諸男、次妹菅窰山良度美、故上云多遲摩比多

和名鈔本津
郷あり

万葉集七の
卷に若狹在
三方之浦之
濱清美云々

訶婆、其姫由良度美、生子葛城之高額比賣命、此者息長帯比賣命之御祖

神位

本國神名帳、正五位菅窰明神、

御方神社

御方は美加太と訓べし、郡名に同じ、○祭神詳ならず、今按るに大己貴命歟○三方村に在す、國志、今明神と稱す、例祭八月十二日、

官社私考に、當郡の古帳に、三方村に郡神明といふを載たり、土人に問ふに、これ御方
明神なりといへり、三方村は三方郷九村の内在り、中略當地につきたる重き神に坐すが故
に、郡神と云るなるべしといへり、

類社

播磨國宍粟郡御形神社

連風、按るに、かくは類社に引たるもの、播磨國なるは、文字も違ひたればいかがあら
む、されど、天日矛命と大己貴命との出會ひ給ふ故事の、風土記に見え、當郡に日矛命の後
なる菅窰由度美神、須可麻を祭れる續きを思へば、同じ由縁のあるにもやあらん、猶考ふべし、

神位

本國神名帳、正五位三方明神、

伊牟移神社

類社

越前國敦賀郡織田神社

神位

本國神名帳、正五位織田明神、

前件三社は、越前國より移し祭れるにやあらん、かく並びたるを思へば、由縁ありげにみえたり、猶考ふべし、

和爾部神社

和爾部は假字也○祭神和爾部朝臣等祖神歟○在所詳ならず○日本紀、孝昭天皇六十八年條に、天足彥國押人命、此和珥臣等始祖也、開化天皇六年條に、先是、妃和珥臣遠祖姥津命之妹、姥津媛生彥坐王、古事記、仲哀太子御方者、以九邇臣之祖難波根子建振熊命、爲三將軍、左京皇姓氏錄、別下和爾部朝臣、大春日朝臣同祖、彥姥津命三世孫難波宿禰之後也、又和爾部宿禰、和爾部朝臣同祖、彥姥津命四世孫矢田宿禰之後也、また和爾部臣、和爾部朝臣同祖、彥姥津命五世孫米餅春大使主命之後也、また、九部、和爾部朝臣同祖、彥姥津命男伊富都久命之後也、同、右京皇別下、和爾部、天足彥國押人命三世孫彥國命之後也、此外、山城國皇別攝津國皇別等に、和爾部前同、故に註せず、官社私考に、古事記を考るに、孝元天皇の皇子、大毘古命の甥、日子坐王の御母を九邇臣之祖、日子國意郡都命の妹、意郡都比賣命とあり、其日子坐王、沙本大開見戸賣に娶て、室毘古王を生し給ふ、此室毘古王を若狹耳別祖とあるを合せ按へば、九邇臣は此和爾部神社に

當り、大開見戸賣は倉見神社に、耳別は彌美神社に當りて、共に當郡の神社に由縁ありて聞ゆ、此外にも大毘古命に係りて、當國に由縁ありて聞ゆることと云り、連胤按るに、此説尤然るべし、されど多かれど、こゝにはつくしがたし、其は別に記すべし。は大和國添上郡和爾下神社は當社の別宮とす、べきか、

神位

本國神名帳、正五位九部明神、

佐支神社

佐支は假字也○祭神在所等詳ならず

官社私考に、本國神名帳にもみえ給はず、そのかみ社號の異りたるか、又既に廢給へるにかと云り、

類社

大和國添下郡佐紀神社の條見合すべし

宇波西神社

名神 大月次新嘗

宇波西は假字也○祭神詳ならず志に、彦波瀲武甕槌草非不合尊と云り、今從はず、○氣山村に在す、鶴羽瀨明神と稱す、國志考、私例祭三月八日、○當郡於世神社あり

若狹郡縣志云、始祭神靈於金向山、今社地是也、元龜年中罹兵火、社宇爲灰燼、其後建今社云々、社前有河名上瀬河云々、

神位

名神祭式に載せず頭注にも新式名に祭不儀し之と云り故に今圖を加ふ

本國神名帳、從二位勳三等於瀨大明神、

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜、御體御卜、中坐若狹國宇波西神、云々、社司等依過穢神事、崇給、遣使科中祓可令被清奉仕事、下宮主從五位下行少祐卜部宿禰兼良、中臣從五位上行權少副大中臣朝臣輔清、

氏人

神宮諸雜例集、天喜四年條に、伊佐奈岐宮物忌父宇波西員成、

連胤按るに、此員成等當社に由縁なき人かしられねど、暫く載て後勘をまつ、

高那彌神社

高那彌は多加奈美と訓べし○祭神詳ならず○竹波村に在す、國志今山王御所大明神、また石上大明神と稱す、例祭六月廿一日、十一月朔日、

神位

本國神名帳、正五位竹波明神

仁布神社

仁布は假字也○祭神在所等詳ならず○當郡丹生神社もあり

官社私考に、丹生浦丹生神社の外に、春日、又天滿天神と稱ふ社ありて、共に丹生神社と同日に祭あり、若くは此二社の中仁布神社ならむか、さらばわざと字を替たるならむ、當郡

宇波西神社、於瀨神社と書別たると同例なるべし、されどそれに拘はらざる例もありと云り、猶考ふべし、

神位

本國神名帳、正五位仁部明神、

官社私考に、仁部はニブと讀べければ、仁布も然唱へたるにぞ有べきと云り、然るべし、

須部神社

須部は假字也○祭神詳ならず一説經見と云り、今從はず○末野村に在す、今遠敷郡に屬す、國志、郡縣志私考今西神社と稱す、例祭二月廿三日、九月廿八日、

官社私考に、須倍と須惠と假字格の違へるは、當時の書ざまなれば、上古の例もて難むべきにあらずと云り、然るべし、

類社

遠江國引佐郡須倍神社

神位

本國神名帳、正五位酒部明神、

木野神社

木野は岐乃と訓べし○祭神詳ならず○耳野庄木野村に在す、今二宮、また二王宮と稱す、國志例祭四月朔日、私考

神位

本國神名帳、正五位木野明神、

彌美神社

彌美は假字也、和名鈔、彌美、○祭神室毘古王歟、私考亦同じ、國志に、伊勢○耳野庄宮代村に在す、庄内十五村今廿八所明神と稱す、國志、郡縣志、私考例祭四月朔日、○古事記、開化日子坐王、又娶春日建國勝戸賣之女、名沙本之大關見戸賣、生子、略室毘古王者、若狹之耳別之祖、連胤按るに、當郡和爾部神社間見神社等、みな由縁ある事なるべし、

神位

本國神名帳、正五位耳明神、

修理

當社宮寺園林寺所藏古文書云、私考所引用乾元二年文書に、中興廿八所造立事、嘉祿二丙年九月廿三日鑄始、十月十八日上棟、寛元元癸卯年三月馬庭埒地造營、中間鳥居立、同四年四月檜皮葺、文永五戊辰年三月埒地造營、同六己巳年三月瑞籬、中間丹二荷、墨十挺、執行沙汰也、十八日中鳥居立、預所石見阿闍梨源譽、同十一戊子年三月埒地造營、村々沙汰也、永仁七己亥年四月一日、御前鳥居立、佐野殿、自願勇圓、中間晦、中鳥居立、下司殿、自願頼基、略於世は宇波西と訓べし、○祭神在所等詳ならず、私考に、海山村上瀬宮、常道上瀬明神、此二社の中ならんといへり、○當郡宇波西神社

於世神社

あり

神位

本國神名帳、正五位於瀬明神、

常神社

常は都禰と訓べし、○祭神神功皇后、社傳○私考に、氣比宮社司石塚資元云、社傳に、常宮は若狹の常神を移し祀りたるにて、古より氣比宮の攝社なりと云り、○常神浦に在す、國志、郡縣志、私考例祭六月十六日、○永萬記云、若狹國常神社魚貝進、

神位

本國神名帳、從二位常大明神、

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜下、御體御下、中略坐若狹國常神、云々、社司等依過穢神事、崇給遣使科、中祓可令祓清奉仕事、下略宮主從五位下行少祐下部宿禰兼良、中臣從五位上行權少副大中臣朝臣輔清、また承曆四年六月十日、奏龜下、御體御下、中略坐若狹國常神云々、文會同前宮主正六位上行權少祐下部宿禰兼宗、中臣從六位下行大祐大中臣朝臣惟經、

能登神社

能登は假字也、和名鈔、部名能登、○祭神詳ならず、私考に、能登國能登郡能登比咩神社、また能登生國玉比れる神ならんか、俗能登野村に在す、今八幡宮と稱す、國志、私考例祭八月十五日、

神位

本國神名帳、正五位能登明神、

闇見神社

闇見は久良彌と訓べし○祭神沙本之大闇見戸賣歟私考亦同○倉見庄成願寺村私考に、當村は倉見に在す、今倉見天神と稱す、國志、郡縣志、私考、例祭三月五日、○古事記、開化日子坐王、又娶春日建國勝戸賣之女、名沙本之大闇見戸賣、生子云々、

連胤 按るに、常郡和爾部神社、彌美神社等、みな由縁ある事なるべし、

類社

出雲國島根郡久良彌神社

神位

本國神名帳、正五位闇見明神、

山都田神社

山都田は夜麻津多と訓べし○祭神在所等詳ならず私考に、佐古村の田地の字に、山チダと呼ぶ處あり、こり、これならんか、また天神社もあり、共に祭日は三月二日なり、猶よく考ふべしと云り、

神位

本國神名帳、正五位山津明神、

○附録

式外神

總社

祭神詳ならず○下中郡府中村に在す郡縣志

八幡神宮

祭神宇佐宮同體郡縣志○遠敷郡小濱後瀬山麓に在す、國志、郡縣志、私考、例祭八月十五日、

神位

本國神名帳、正一位八幡三所大神、

連胤 按るに、八幡宮に正一位の教授ある事、甚疑ひあり、然れど國內の諸社の神階、此國帳に依れば、當社のみ漏し難し、故に載す、猶再考して取捨すべし、

神資

續日本紀、寶龜元年八月庚寅朔、遣若狹國目從七位下伊勢朝臣諸人、内舍人大初位下佐伯宿禰老、奉鹿毛馬於若狹彥神、八幡神宮、各一匹、

連胤 按るに、こは石清水御鎮坐以前の事にして、駿河國風土記に、鳥渡部八幡岡八幡神社、神護景雲三年九月、太宰主神阿曾麻呂、五畿七道各置譽田先君宮社、故此亦譽田天皇舊宮也と見えたり、然れば此時の一社と知るべし、私考に、此觀に依る時は、當國なるは其度北陸道に就て置れたる宮社なるべし、然らば寶龜元年の官幣は鎮坐の翌年なりと云り、

修理

有義云駿河風土記の觀八幡宮に難しありは別に考

今富稅所次第云、應永二年八月廿一日、八幡宮大鳥居被立畢、此鳥居は雖有昔近代無之、再興にて武田方奉行之時被造改畢、同七年六月八日、八幡宮御新造に御遷宮有之、其時敕使海部衛門五郎理泰、同十二年二月十三日、八幡宮大鳥居大風に被吹倒了、同十四年二月廿七日、八幡宮大鳥居被立之畢、同十七年庚寅八月廿五日、小濱八幡宮塔立始、〔郡縣志云、天文十七年武田信豐爲守護之時、造立大鳥居、天正廿年九月、淺野長吉領國之時、族臣淺野家一、造營當社、寛永二年、國主京極忠高建舞臺、忠高以蒼鷹逸飛不返、捕之、而捕得之、故建之而爲報賽、正保二年、國主酒井忠勝有祈願之事、依之建立拜殿、寛文七年、天皇后賜紫宸殿之御簾、而懸社中、是依御匣殿之執奏也、若狹國一女、仕于御匣殿、故及此儀、

燒亡

郡縣志云、永祿二年九月一日、當社炎上、

雜事

郡縣志云、天正十三年、丹羽長秀領當國之時、禁止伐採山林竹木及牛馬關入、而立制札於宮前、寛永二年三月、國主酒井忠直、令鍛匠近江守久造製太刀一口奉納之、其所鑄之鐵南蠻之所産也、一日蠻船之櫓流來于小濱之海面、以其櫓所環之鐵而作之、其長二尺七寸、雕年號匠名及以鐵作之數字于刀心而貼金、且命田中好安令作太刀配、併納之、同十一年七月廿五日、忠直賜境內禁制之證狀、貞享五年四月七日、忠圓亦從舊例

而賜禁制之狀、

牛頭天王社

祭神祇園同體郡縣志 ○小濱竹原に在す上

造營

今富稅所次第云、應永十九年七月十一日、竹原天王宮鳥居被立之、

本國神名帳若狹國
同郡縣志に
若狹國社神
肥前國社神
肥後國社神
肥前國社神
肥後國社神
肥前國社神
肥後國社神

今接るに尊
字をマツと
訓ることに
ならざること
松を崇と香
てしを又と香
等と尊の略字
れを正と字に
書むはとて尊
假字はとて尊
の儘に傳へし
しなるに傳へ
備なるに傳へ
例前國下に
に教ふ此

○神社殿録

本國神名帳若狹國

若狹國諸神合百四十五所

遠敷郡坐神八十九所

- 正一位勳三等若狹彦大明神
- 正一位賀茂大明神
- 正一位氣多大明神
- 從二位久須夜大明神
- 從三位紅梅姫明神
- 從三位雨師明神
- 從三位菊田姫明神
- 從三位宮明神
- 從四位雨師明神
- 從四位荒原明神
- 從四位國津尊明神
- 從四位池邊明神
- 正五位阿奈志明神
- 正五位小林明神
- 正一位勳三等若狹姫大明神
- 正一位勳三等比叡大明神
- 正一位天滿自在天神
- 從三位御和大明神
- 從三位曾味明神
- 從三位上出雲明神
- 從三位山前明神
- 從四位帶刀明神
- 從四位丹生明神
- 從四位鎌原明神
- 從四位國津大戸自明神
- 正五位小谷明神
- 正五位御垣明神
- 正五位大戸明神
- 正一位八幡三所大神
- 正一位氣比大明神
- 從二位多太大明神
- 從三位紅梅彦明神
- 從三位椎村明神
- 從三位菊田彦明神
- 從三位氣比明神
- 從四位大歲彦明神
- 從四位下出雲明神
- 從四位大永田明神
- 從四位石原彦明神
- 正五位大谷石神明神
- 正五位大歲姫明神
- 正五位奈胡彦明神

- 正五位石原彦明神
- 正五位幸山明神
- 正五位事美奈波美明神
- 正五位末多戸坂本明神
- 正五位文室前赤松明神
- 正五位虫尾明神
- 正五位二俣明神
- 正五位宮戸明神
- 正五位羽賀姫明神
- 正五位上津々彦明神
- 正五位伊津伎明神
- 正五位山井栢杜明神
- 正五位大幡彦明神
- 正五位上津知大戸自明神
- 正五位杜本明神
- 大飯郡坐神二十所
- 從三位依居明神
- 正五位石原姫明神
- 正五位土宮明神
- 正五位小野賀茂明神
- 正五位宮河狹野明神
- 正五位矢波前賀茂明神
- 正五位坂本明神
- 正五位長尾明神
- 正五位永和明神
- 正五位多太彦明神
- 正五位上津々姫明神
- 正五位田中氏明神
- 正五位竹上石神明神
- 正五位大幡姫明神
- 正五位穗積姫明神
- 正五位玉布利明神
- 從三位赤松明神
- 正五位大宮明神
- 正五位泉岡一言明神
- 正五位水谷神庭明神
- 正五位善積河上明神
- 正五位小濱明神
- 正五位宇賀彦明神
- 正五位小出雲明神
- 正五位羽賀彦明神
- 正五位多太姫明神
- 正五位文武百官明神
- 正五位山井明神
- 正五位郷中明神
- 正五位後机明神
- 正五位玉井明神
- 正五位美奈方明神
- 從三位垂水明神

○神社殿録

- 從三位碎道明神
- 正五位志津志明神
- 正五位船穗明神
- 正五位少子明神
- 正五位青海明神
- 正五位鞍道明神
- 三方郡坐神三十六所
- 從二位勳三等於瀨大明神
- 正五位能登明神
- 正五位能登河中明神
- 正五位夏子明神
- 正五位前河明神
- 正五位於瀨河中明神
- 正五位丸部明神
- 正五位耳明神
- 正五位山津明神
- 正五位竹波明神
- 正五位伊射奈木明神
- 正五位大飯明神
- 正五位黑駒明神
- 正五位賊掠明神
- 正五位金劔明神
- 正五位馬立明神
- 正五位香子山明神
- 正五位島山明神
- 正五位法海明神
- 正五位日置明神
- 正五位酒垂明神
- 從四位善智大神
- 正五位關見明神
- 正五位常神三皇明神
- 正五位田結明神
- 正五位於瀨明神
- 正五位布勢明神
- 正五位織田明神
- 正五位丹生明神
- 正五位木野明神
- 正五位菅窠明神

- 正五位常神外尊明神
- 正五位賀留間明神
- 正五位常神島尊明神
- 正五位須波明神
- 正五位清水明神
- 正五位仁部明神

本云
右一卷者元祿七甲戌年九月八日、若州遠敷庄上下宮神主笠朝臣江栗栖_{市呼}治右衛門相傳也、今于予免書寫一讀而認畢、

于時享保十巳年九月二日

大中臣朝臣近房

神社殿録第三十六之卷目次

越前國

越前國一百二十六座大八座小一百十八座

敦賀郡四十三座大七座小三十六座

氣比神社七座並名神大

劔神社

田結神社

野坂神社

角鹿神社

和志前神社

金前神社

阿蘇村利棕神社

横棕神社

横山神社

賀瀬村峯神社

高岡神社

鹿森田口神社

加比留神社

丹生神社

久豆彌神社

志比前神社

大棕神社

市振神社

五幡神社

白城神社

伊多伎夜神社

伊部磐座神社

鹿森神社

大神下前神社

三前神社

織田神社

天八百萬比咩神社

天比女若御子神社

天國津彦神社

天鈴神社

信露貴彦神社

丹生郡十四座大一座小十三座

兄子神社

大虫神社名神大

長岡神社

枚井手神社

佐佐牟志神社四座

雷神社

今立郡十四座並小

帆山神社

石部神社

須波阿須疑神社三座

石田神社

天利劔神社

伊佐奈彦神社

天國津比咩神社

玉佐々良彦神社

雨夜神社

斗布神社

麻氣神社

大山御板神社

小虫神社

國中神社二座

岡太神社

舟津神社

刀那神社
 鶴甘神社
 敷山神社
 足羽郡十三座並小
 杉杜部神社
 直野神社
 登知爲神社
 與須奈神社
 御門神社
 神傍神社
 足羽神社
 大野郡九座並小
 磐座神社
 樺神社
 坂門一事神社
 國生大野神社
 荒島神社

小山田神社
 加多志波神社

土輪神社
 麻氣神社
 推前神社
 山方神社
 分神社
 於神社

篠座神社
 大槻磐座神社
 風速神社
 高於磐座神社

坂井郡三十三座並小
 布久漏神社
 御前神社
 多禰神社
 意加美神社
 國神社
 楊瀨神社
 片岸神社
 比古奈神社
 紀倍神社
 毛谷神社
 英多神社
 伊伎神社
 横山神社
 石田神社
 高向神社
 家津神社

坂名井神社
 都那高志神社
 久米多神社
 阿治波世神社
 井口神社
 己乃須美神社
 大溝神社
 幣多神社
 枚岡神社
 柴神社
 鶴屎神社
 保曾呂伎神社
 三國神社
 味坂神社
 笠間神社
 大湊神社

絲前神社

神社殿録第三十六之卷

北陸道二

○越前國

中臣朝臣連胤謹撰

越前國一百二十六座 大八座小一百十八座

越前は古之乃三知乃久知と訓べし、和名鈔國名 越前、假字上の如し、但し今は音讀にて衛國府、在丹生郡式廿二、兵部越前國、大、爲中國同廿四、上計行程、上七日、下四日、海路六日、和名鈔故建内宿禰命、率其太子、爲將

城天皇之世、額有角人、乘一船泊于越國筥飯浦古事記、仲哀故建内宿禰命、率其太子、爲將

禊而、經歷淡海及若狹國之時、於高志前之角鹿、造假宮、○日本紀、孝元天皇七年二月丙寅朔

丁卯、立籙色謎命爲皇后、后生一男一女、第一曰大彥命、略是越國造云々、凡七族之始祖也、舊事紀、國造高志國造、志賀高穴穗朝御世、阿閉臣祖屋主田心命三世孫市入命定賜國造、

續日本紀、慶雲三年八月甲戌、越前國言、山災不止、遣使奉幣部内神救之、○類聚國

史、延曆二十年四月己亥、越前國禁斷屠牛祭神、

敦賀郡四十三座 大七座小三十六座

敦賀は都留我と訓べし、和名鈔郡名敦賀、假字上の式廿二、兵部拾芥抄、國郡敦賀、○日本紀、垂仁

天皇二年二月條、一云、御間城天皇之世、額有角人、乘一船泊于越國筥飯浦、故號其處

曰「角鹿」也、「同、仲哀天皇二年二月癸未朔戊子、幸「角鹿」、「古事記、仲哀入鹿魚之鼻血鼻、故號「其浦」謂「血浦、今謂「都奴賀」也、「日本紀、神功皇后十三年二月丁巳朔癸酉、太子至、自「角鹿」、「同、持統天皇六年九月癸丑朔癸丑、越前國司獻「白蛾、戊午、詔曰、獲「白蛾於角鹿郡浦上之濱」、「古事記、孝靈日子刺肩別命者、角鹿海直之祖也、「舊事紀、國造角鹿國造、志賀高穴穗朝御代、吉備臣祖若武彥命孫建功狹日命定「賜國造、」

氣比神社七座

並名神大

氣比は假字也○祭神中殿左御食津大神、中仲哀天王、右神功皇后、以上三座東殿日本武尊、一西殿武內宿禰、一惣社應神天皇、一平殿淀姫命、一合七座○敦賀津に在す、敦賀志、例祭 〇式
三、臨時名神祭二百八十五座、略越前國氣比神社七座、○當國一宮也、一宮記云、又號「新飯宮、人皇十云、氣比神宮者字佐同體也、八幡者應神天皇、○永萬記云、氣比社米拾五石進、○日本紀、仲哀天皇二年二月癸未朔戊子、幸「角鹿、即興「行宮」而居之、是謂「筥飯宮、宮の事には非るべし、神古事記、仲哀建「宿禰命、幸「其太子、爲「將、禊而、經「歷淡海及若狹國」之時、於「高志前之角鹿、造「假宮、而坐、爾坐「其地、伊香沙和氣大神之命、見「於夜夢」云、以「吾名」欲「易」御子之御名、爾言「禊白之、恐隨「命易奉、亦其神詔、明日之旦、應「幸」於濱、獻「易」名之幣、故其旦、幸「行濱」之時、毀鼻入鹿魚、既依「一浦、於是、御子令「白」于神云、於「我給「御食之魚、故亦稱「其御名、號「御食津大神、故於「今謂「氣比大神」也、「日本紀、神功皇后十三年二月丁巳朔甲子、命「武內宿禰」從「太子、令「拜「角鹿筥飯大神、」同、應神天皇卷に、一云、初天皇爲「太子、行「于越國、拜「祭角鹿筥飯

明治四年五月十四日被
中列於國幣
明治八年八月廿八日
幣大社に昇
例祭九月四
日在福井縣
越前國敦賀
郡敦賀町大
字神宮日本
武尊若武
彥命歟

然則以下私記採入歟

大神、時大神與「太子」名相易、故號「大神」曰「去來紗別神、太子名「譽田別尊、然則可謂「大神本名譽田別神、太子元名去來紗別尊、然無「所見」也、未詳、

考證云、或人曰、氣比大神是仲哀帝廟也、贈之以「臣位、恐朝廷之過乎、答曰、日本紀曰、吉備津彥命亦名五十狹芹彥命、又曰、號「筥飯大神、曰「去來紗別神、五十狹芹與「去來紗」語通、今按るに語通の體從「難」國造本紀曰、角鹿國造、吉備臣祖若武彥命孫、云々、鎮「此地、疑本「於」此乎、若武彥命者、吉備津彥命之弟也、奉「授之以「臣位、非「仲哀天皇」也明矣、神名帳、氣比神社七座、出字八祠官說轉本記曰、保食神自「上古」在「此地、後奉「鎮」仲哀天皇於保食同殿、是今本宮也、中東殿日本武尊、疑若武彥命歟、云々、連胤按るに、祭神七座は社説の如くなるべし、されど主神を仲哀天皇とするは信がたし、故に今左座御食津大神を以て第一とす、そは所謂社説に、保食神自「上古」在「此地」といふに從ひて也、さて其御食津大神を、考證に伊勢鎮座傳記を引て、大宜都比賣神、亦名保食神とあるに因て、今祠官保食神と稱ふかといへるはいかゞ、こは古事記に、於「我給「御食之魚、故亦稱「其御名、號「御氣津大神、故於「今謂「氣比大神」也とあるにて明かならずや、故に傳にも云々の御食津神皆同神には坐まざるめれども、御食に由れる神をかく申せり、今此大神も、御食の料の魚を太子に獻り給へるに因て、此御號を稱奉るなりといへり、また按るに、考證に日本武尊とあるを疑ひて、若武彥命歟といへるは泥める説なるべき、仲哀天皇を合せ祀れば、其父なる日本武尊を祭る由縁のなきにしもあらねば、社説に從ひて可るべし、

神位

續日本後紀、承和六年十二月丁巳、奉授越前國正三位勳一等氣比大神從二位、餘如故、文德實錄、嘉祥三年十月辛亥、進越前國氣比神正二位、三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授越前國正二位勳一等氣比神從一位、類聚三代格、寬平五年十二月廿九日格に、坐越前國正一位勳一等氣比大神、

官幣 神寶

續日本紀、寶龜元年八月辛卯、遣神祇員外少史正七位上中臣葛野連飯麻呂、奉幣帛於越前國氣比神、續日本後紀、承和六年八月己巳、遣神祇少副從五位下大中臣朝臣磯守、少祐正七位上中臣朝臣禰守、奉幣帛於越前國氣比神、祈船舶歸着、此道唐之船舶也文德實錄、仁壽二年八月癸丑、遣使者向越前國氣比神宮奉幣、三代實錄、貞觀元年七月十四日丁卯、遣使諸社、奉神寶幣帛、神祇大祐正六位上大中臣朝臣豐雄爲氣比社使、

社職 把笏

續日本紀、寶龜七年九月庚午、始置越前國氣比神宮司、准從八位官、類聚國史、延曆二十三年六月丙辰、制越前國氣比神社、云々等宮司、人懷競望、各稱譜第、自今以後、神祇官檢舊記、常備氏中堪事者、擬補申官、大同四年閏二月丁酉、制越前國氣比神宮司等、遷替之日、准國司與解由、續日本後紀、承和二年二月戊戌、坐越前國正三位勳一等氣比大神祝禰宜、准鹿島能登兩大神祝禰宜、令以把笏、式三、臨時、凡諸神宮司禰宜季祿者、中越前國

元慶八年九月八日符宮
取司大中臣魚
寬平五年十月廿九日
符宮司中臣

氣比神宮司、並准從八位官、並以封戶同十八、式部云々、氣比神宮司、以雜色人補之、又云、諸神宮司、略以六年爲秩限、又云、諸神宮權宮司、秩滿年終解任、同五十、雜凡越前國松原客館、令氣比神宮司檢校、符宣抄、天曆四年六月十四日、太政官符、式部省、應補任氣比大神宮司正六位上中臣丸朝臣良嗣事、右左大臣宣、伴人宜補彼大神宮司中臣良用秩滿之替者、省宜承知、依宣行之、符到奉行、

信友云、氣比宮社人、古ハ勢アリシコト、太平記、淺井軍記、織田軍記ニアリ、

神宮寺 社務

文德實錄、齊衡二年五月壬子、詔越前國氣比大神御子神宮寺、置常住僧聽度五人、心願住者亦五人、凡一十僧、永々不絕、天安二年三月戊戌、充越前國氣比神宮寺稻一萬束、爲造佛像之料、三代實錄、貞觀元年二月十一日丁酉、略大般若經一部安置氣比神宮寺、同月十五日辛丑、詔越前國司、寫大般若經一部、安置氣比神宮寺、同二年正月廿七日戊寅、詔越前國氣比神宮寺、置十僧爲定額、隨闕補之、青蓮院門跡系譜云、官社考、所引用、行立大僧正、越前氣比宮社務年貢等之事、爲八條左大臣家遺領、被附屬、

封戶

日本紀、持統天皇六年九月癸丑、越前國司獻白蛾、戊午、詔曰、獲白蛾於角鹿郡浦上之濱、故增封筒飯神二十戶、通前、三代實錄、元慶八年九月九日丙寅、太政大臣處分、越前國氣比神宮封祖、勘納神庫、宛祭祀費、國宰宮司相知出納、又停國司宛神封戶百姓於他役焉、

傳を引いてい
神の由縁大明
ならず

織田庄領大
明神今社領
五十石あり

○神社要録

周防國佐婆郡劔神社

神位

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授從四位上勳六等劔神正四位下、
封戸

雜事

續日本紀、寶龜二年十月戊辰、詔充越前國從四位下勳六等劔神食封廿戸、田二町、
朝野群載云、永曆四年六月十日、奏龜卜御體御卜、中坐越前國劔神云々、社司等依過
穢神事、崇給、遣使科中祓可令祓清奉仕事、下宮主正六位上行權少祐卜部宿禰兼宗、中
臣從六位下行大祐大中臣朝臣惟維、

丹生神社

丹生は爾布と訓べし、和名鈔、部名丹生郡丹生、○祭神因象女命歟○在所詳ならず

名所考書入云、丹生郡小丹生浦之社乎、大丹生浦在八幡宮、官社私考云、丹生江村ありと
いへり、猶尋べし、官社考には山村の内雨谷に山神と云森あり、これ丹生神社ならんか、今
氏神は稻荷明神を祭れると云り、

類社

大和國宇陀郡丹生神社の條見合すべし

雜事

万葉集三反
越海乃手
結之浦矣客
爲而見者之
見日本傳之

三代實錄、元慶五年七月十七日癸亥、越前國丹生大神坂井等郡田地六百一町九段百五十八
步、依天平勝寶元年四月一日詔旨、令興福寺領得、但天平勝寶元年以前、爲公田之類、
雖在四至之内、不聽領之、

田結神社

田結は多由比と訓べし○祭神詳ならず○田結浦に在す、今八幡宮と稱す、官社例祭 月 日

類社

若狹國三方郡多由比神社

久豆彌神社

久豆彌は假字也○祭神詳ならず教實志に、瓊々軒尊と云るは覺束なし、○沓見村に在す、今十禪寺權現と稱す、教實志
例祭四月六日、

類社

伊豆國田方郡久豆彌神社

野坂神社

野坂は乃左加と訓べし○祭神詳ならず○野坂庄野坂村に在す、官社例祭

志比前神社

志比は假字也、前は左岐と訓べし、○祭神經津主命教實志○道口村に在す、今香取明神と稱す、
上例祭

○神社要録

類社

當國足羽郡椎前神社印本推之推に誤る

雜事

朝野群載、康和五年六月十日、奏龜卜御體御卜、云々、坐越前國志比前神、また、永曆四年六月十日奏、同上坐越前國志比前神、

角鹿神社

角鹿は都奴我と訓べし○祭神都怒我阿羅斯等既○氣比宮東一町餘に在す、俗政所神社と稱す、同上例祭○日本紀、垂仁天皇二年二月條、一云、御間城天皇之世、額有角人、乘一船泊于越國筭飯浦、故號其處曰角鹿也、問之曰、何國人也、對曰、意富加羅國王之子、名都怒我阿羅斯等、亦名曰于斯岐阿利叱智于岐、傳聞日本國有聖皇、以歸化之、到于穴門、時其國有人、名伊都々比古、謂臣曰、吾則是國王也、除吾復無二王、故勿往他處、然臣究見其爲人、必知非王也、即更還之、不知道路、留連島浦、自北海廻之、經出雲國、至於此間也、是時遇天皇崩、便留之、仕活目天皇、逮于三年、天皇問都怒我阿羅斯等曰、欲歸汝國耶、對諾、甚望也、天皇詔阿羅斯等曰、汝不迷道、必速詣之、遇先皇而仕歟、是以改汝本國名、追負御間城天皇御名、便爲汝國名、仍以赤織絹給阿羅斯等、返于本土、故號其國、謂彌摩那國、其是之緣也、於是阿羅斯等以給赤絹、藏于己國郡府、新羅人聞之、起

兵至之、皆奪其赤絹、是二國相怨之始也、

姓氏錄、未定雜姓右京三間名公、彌摩奈國主牟留知王之後者、不見、初御間城入彦五十瓊殖天皇崇

神御世、額有角人、乘船泊于越國筭飯浦、遣人問曰何國人也、對曰意富加羅國王子名都努我阿羅斯等亦阿利此智于岐、傳聞日本國有聖歸化、到于穴門、有人名伊都々比古、謂臣曰、吾是國王也、除吾復無二王、勿往他處、臣察其爲人、知非王也、即更還不知道路、留連島浦、北廻經出雲國、至此國也、是時會天皇崩、便留仕活目入彦五十挾茅天皇、蓋詔曰、汝速來者得仕先皇、是以改汝本國名、追負御間城皇號、曰彌麻奈、因給絹即還本鄉、是改國號之緣也、

氏人

續日本紀、天平神護元年五月丁酉、授外從八位上敦賀直島麻呂外從五位下、以助官軍也、類聚國史、天長五年閏三月庚子、越前國正稅五百束、給采女角鹿直福貴子、三代實錄、貞觀九年三月十日庚戌、角鹿直眞福子外從五位下、

大棕神社

大棕は於保久良と訓べし○祭神天岩戸別命官社○氣比庄大藏村に在す、今天岩戸別明神天は宮と稱す、同上例祭

類社

山城國紀伊郡大棕神社の條見合すべし

神位

三代實錄、元慶四年九月十七日戊辰、授越前國從四位上大棕神正四位下、
和志前神社

和志前は和志左岐と訓べし、○祭神詳ならず○今廢亡す、舊地野坂庄香浦字鷲崎といふ、
敦賀志に、社地は金屋濱と云處に坐しか、一年官社考云、元慶年中中大洪水ありといふ、其時の事ならん、山抜の爲に、御社も
流れ行しと云傳ふといひ、

市振神社

市振は伊知布里と讀り○祭神在所等詳ならず、官社考云、郡中に市橋村あり、振と橋とは字形相似たり、
せしや、また市振村を市橋村と改めしや、此外似たる處なし
といひ、

金前神社

金前は加奈左岐と訓べし○祭神宇都志日金拆命歟、考に、金山彦命を祭る、○泉村天筒山西の尾
金ヶ崎に在す、官社考、今金前明神と稱す、
社考、例祭
志日金拆命、
○古事記、綿津見神之子、宇都

五幡神社

五幡は伊都波多と訓べし○祭神詳ならず○五幡浦に在す、官社考○同云、中古廢亡す、安政六年八月
十五日酒井飛騨守忠香再興ありといひ、

和名抄丹生
郡泉郷あり

万葉集十八
可敷流末能
美由加都乎
多波伊加爾
日野佐加和
蘇布加和
波手布和
波手布和
波手布和

例祭

阿蘇村利棕神社

阿蘇は假字也、利棕は止久良と訓べし、○祭神詳ならず○今廢亡す、舊地阿曾浦より敦賀へ
の官道戸倉坂にあり、大木の松二本あり、官社考

白城神社

白城は志良岐と訓べし○祭神葦不合尊男稻飯命歟○白木浦に在す、今鶴羽明神と稱す、官社考

例祭

○姓氏錄、右京皇、別下、新良貴、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊男稻飯命之後也、是
於新良國、即爲國主、稻飯命者新羅國王之祖也、

回國雜記に、しらぎの橋越前と見え、美濃國堀口氏の氏文に、三郎行義、曆應二年己卯八月
於越前國敦賀郡白鬼村討死などあるも、此土地なるべし、

横棕神社

横棕は與古久良と訓べし○祭神詳ならず○余座村に在す、今白山権現と稱す、官社考○敦賀志
サと音讀に唱ふれども、古くは横棕なるを、字には余座と借り用ひしが、いつしか口頭の便利に任せ、坐を音にて呼事とな
りしかと云り、また和名抄郷名に與神と載られたり、此與神は、余座の事なるべく思ひ定め置つるが、此頃善妙寺の古書共
を見し中に、永祿元年五月朔日、天野綱七郎景重が新寄進狀に、在坪は與神村の四と見えたり、其比迄は與神の字を、用ひら
れし事見えたるは、いと珍らしく覺ゆと云り、按るに、和名抄與神に假字なし、神の字カウとよむやいと心得ず、其微をまつ
か、例祭

伊多伎夜神社

伊多伎夜は假字也○祭神詳ならず○今廢亡す、舊地は刀禰村伊多伎夜谷といふ、其土地なりと云傳ふ、官社考

横山神社

横山は與古夜麻と訓べし○祭神在所等詳ならず、官社考に、當社は横濱浦に坐すならん、御油鹽燒を築と莫なる美稱にして、横山社と申奉り、夫に倣ひて、地名を横濱といひしならん、今産神と祭るは、御明神なれど、是は後世の變稱なり、當郡の鹽ばかりぞ、天皇の御食物となる程の事なれば、全く鹽産大神なるより、殊更崇め給ひしものなるべしと云、○當國坂井郡横山神社あり

類社

近江國伊香郡横山神社の條見合すべし

神位

日本紀零、安和元年七月十三日甲午、位記請印、越前國正四位下横山神授、從三位、

伊部磐座神社

伊部は假字也、和名鈔、部名伊部、部名磐座は伊波久良と訓べし、○祭神詳ならず○在所今廢亡せり、敦賀志に、伊部は今敦賀町射場是也といへり、○當國大野郡磐座神社大槻磐座神社、高於磐座神社等あり、

質霸村峯神社

質霸村は志止倍と訓べし、知波とも讀たれど、質を知、霸を波の假字に用ひたる例も考へ得ず、故に従はず、和名鈔、部名從省、志土峯は美禰と訓べし○祭神在所等詳ならず、敦賀志に、山中村の南なる、茅原山の峯に坐すならんといへり、官社考に、此茅原村は今近江國となれりと云り、さては從がたし、

從省稱すべし

鹿蒜神社

鹿蒜は加比留と訓べし、和名鈔、部名鹿蒜、加倍留 ○祭神詳ならず○南條郡歸村に在す、今八幡宮と稱す、官社考例祭

雜事

○當郡加比留神社もあり

類聚國史、八十三天長七年二月庚午、越前國正稅三百束、鐵一千挺、賜、作彼國鹿蒜山檢道百姓上毛野陸奥、部名山、○延喜式廿八、兵部越前國鹿蒜驛馬五疋、

高岡神社

高岡は多加衰加と訓べし○祭神詳ならず○高野村に在す今白山明神と稱す、敦賀志例祭
古名考に、或云、南條郡大鹽谷八幡宮末社高岡神社是也、按、必古者不末社、中古或移此地、爲末社乎と云り、官社考に、大鹽は丹生郡從省の郷内也、然れば同名の社といへども正社に非る事炳焉といへり、今此説に従ふ、

類社

伊勢國河曲郡高岡神社の條見合すべし

大神下前神社

大神は於保美和下前は志毛佐岐と訓べし、○祭神詳ならず○宮内村に在す、今道後明神と稱す、敦賀志例祭 月 日、

鹿蒜田口神社

鹿蒜は前に同じ、田口は多久知と訓べし、○祭神在所等詳ならず、敦賀志に、鹿蒜神社歸村に在す、當社も其村に坐すならんといふ、

るべし、古名考駄口村に在乎といふに付て、官社考に、按るに駄口田口兩字を用ひしならん、田口の地に鹿森神を祭るに依りて、本社と土地と合稱したるなるべし、と云るは當らず、若し、たらば、田口鹿森神社となくては叶はず、こは杜撰といふべし、志の趣ぞ可るべき

三前神社

三前は美佐岐と訓べし○祭神詳ならず○今廢亡す、立石白木兩浦の岬を三前と稱す、其處に數丈の巖石二基あり、是を諸人三前明神と申して尊む是なり、敦賀志 ○當國坂井郡御前神社あり

類社

出雲國出雲郡御嶺神社の條見合すべし

織田神社

織田は於利多と訓べし、今略して於多と云○祭神詳ならず○野坂庄野坂村に在す、今織田六社明神と稱す、官社考 月 日

古名考に、古老云、阿曾野村古有織田神社今亡、友浪按、織田神社與劔神社事相通、傳云、今坐丹生郡織田村、劔神社古坐于敦賀郡、後乘船移今之地、古有二鐘、一今在、一沉敦賀浦、故云鐘之崎、或云、沉于四箇浦、據此說古在阿曾野村織田神社、移于丹生郡、稱織田村劔大明神、古之劔神社、今坐阿曾野村劔神社乎、然而丹生郡織田村劔大明神、今爲四十餘村之惣社、似古有封戸食田、此二社之事不決と云り、類社

若狹國三方郡織田神社

石田神社

石田は伊波多と訓べし○祭神五十日足彦命歟○在所詳ならず、官社考に、正田縣に坐すべし、正と石田を正田に改めし、といへり今從はず、○日本紀、垂仁天皇三十四年條、五十日足彦命、石田君之始祖也、○當國坂井郡石田神社あり

官社考に、古事記云、五十日足彦命者、春日部君、高志池君之祖とありて、續日本後紀、承和十四年八月丁未、越前國丹生郡人大學助教外從五位下春日部雄繼等二人、判部字爲春日臣、まかればこの五十日足彦命後胤、當國にある事炳焉たり、其氏人たちの祭られしならむと云へるは然るべし、類社

類社

山城國久世郡石田神社の條見合すべし

天八百萬比咩神社

天八百萬は阿女乃夜保與呂都と訓べし、比咩は假字也、○祭神明か也○沓浦に在す、常宮五座の一也、官社考、氣比宮攝社也、例祭六月中卯日、神位 官社

神位 官社

文德實錄、齊衡三年九月丁巳、越前國天八百萬比咩神預官社、同月戊辰、授越前國天八百萬比咩神從四位下、

天利劔神社

天利劔は阿女乃登都留岐と訓べし○祭神明か也○氣比宮社内に在す、官社考○劔社記には、宵野村に在すと云り、例祭 月 日、

神位

續日本後紀、承和七年九月乙酉、奉授越前國從二位勳一等氣比大神之御子無位天利劔神從五位下、

天比女若御子神社

天比女若御子は阿女乃日賣和加美古と訓べし○祭神明か也○氣比宮社内に在す、官社考例祭 月 日、

神位

續日本後紀、承和七年九月乙酉、奉授越前國從二位勳一等氣比大神之御子無位天比女若御子神從五位下、

天伊佐奈彦神社

天は阿女と訓べし、伊佐奈は假字也、彦は比古也、○祭神明か也○氣比宮社内に在す、官社考例祭 月 日、

神位

續日本後紀、承和七年九月乙酉、奉授越前國從二位勳一等氣比大神之御子無位天伊佐奈彦

諸本天字を脱す今横後紀に從ふ

印本津字を脱す今文徳實錄に從ふ

一本天を大に作る

神從五位下、

天國津彦神社

天國津彦は阿女乃久爾都比古と訓べし○祭神明か也○常宮五座の一也、官社考例祭 月 日、

神位 官社

文徳實錄、齊衡三年九月丁巳、越前國天國津彦神預官社、同月戊辰、授越前國天國津彦神從五位下、

天國津比咩神社

天國津比咩は阿女乃久爾都日賣と訓べし○祭神明か也○常宮五座の一也、官社考例祭 月 日、

神位 官社

文徳實錄、齊衡三年九月丁巳、越前國天國津比咩神預官社、同月戊辰、授越前國天國津比咩神從五位下、

天鈴神社

天鈴は阿女乃須々と訓べし○祭神明か也○常宮五座の一也、官社考例祭 月 日、

神位 官社

文徳實錄、齊衡三年九月丁巳、越前國天鈴神預官社、同月戊辰、授越前國天鈴神從五位下、

玉佐佐良彦神社

玉は多麻と訓べし、佐々良は假字也、彦は比古也、○祭神明か也○常宮五座の一也、官社考例祭

月日、

神位 官社

文德實錄、齊衡三年九月丁巳、越前國玉佐々良彦神預_{官社}、同月戊辰、授_{越前國玉佐々良彦}神從五位下、

信露貴彦神社

信露貴は假字也、彦は比古也、○祭神明か也○杵見村に在す、今白木彦明神と書す、_{我賀例祭}四月六日

神位 官社

文德實錄、齊衡三年九月丁巳、越前國信露貴彦神預_{官社}、同月戊辰、授_{越前國信露貴彦神}從五位下、

丹生郡十四座 大一座小十三座

丹生は爾不と訓べし、和名鈔、_{郡名}丹生、_{假字上}の如し、式廿二、_{民部}拾芥抄、_{國郡}丹生、

兄子神社

兄子は世古と訓べし○祭神詳ならず○瀬戸村に在す、今白山宮と稱す、_{官社}例祭 月日、
惣神分云、正五位兄子神、

神位

雨夜神社

万葉集九卷 越前前判 官大伴宿禰 池主長歌云 雲反歌昔耳 聞婆不拾毛 置公丹生之 山邊爾伊去 鳴爾毛

雨夜は阿末與と訓べし○祭神大虫神御子_{官社}○往昔は丹生嶽に在す、中古より下大虫村小虫神社に並べ祀る、岡本村に遙拜所あり、_同大虫神社攝社也、_同例祭大虫社同日、

神位

續日本紀、寶龜五年三月戊申、叙_{越前國丹生郡雨夜神從五位下}、延曆十年夏四月庚子、叙_{越前國雨夜神從五位下}、_{下は上}惣神分云、正一位雨夜大明神、

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜御體御卜、_略坐_{越前國}雨夜神云々、社司等依_過穢神事_{崇給}、遣_{使科}中祓_可令_祓清奉仕事_下、宮主從五位下行少祐_下宿禰兼良、中臣從五位上行權少副大中臣朝臣輔清、

大虫神社 名神大

大虫は於保牟志と訓べし○祭神彦火々出見尊_{官社}○上大虫村に在す、_同例祭七月十六日、○式三、_{臨時}祭名神祭二百八十五座、_略越前國大虫神社一座、○永萬記、越前國大虫社、真漆一斗、

類社

丹後國與謝郡大虫神社_{名神大}

神位 大社

續日本紀、寶龜四年五月乙亥朔、爲_{大社}、同十一年十二月甲辰、越前國丹生郡大虫神叙_{從五位下}、延曆十年四月庚子、叙_{越前國大虫神從五位下}、_{下は上の誤}同月乙巳、叙_{從五位下}、_{從は正の誤なるへ}

續日本紀寶龜四年五月云々未詳

文德實錄仁壽元年云々可疑

大虫神從四位下、文德實錄、仁壽元年正月庚子、奉從四位勳一等大虫大神、從三位、惣神分云、正一位大虫大神、

神寶 幣帛

續日本紀、天平二年十月庚戌、遣使奉渤海信物於大虫神宮、日本紀略、延曆十三年九月戊戌、奉幣大虫神、以遷于新都、及欲征蝦夷也、同十六年六月壬申、遣使奉幣大虫大神、皇帝於南庭、親臨發、大同三年二月丙子、御大極殿、祈大虫大神、爲天下疫氣方熾也、同四年正月乙未、寫大般若經一部、有奉納、弘仁三年七月丁巳朔、勅、頃者疫旱並行、生民不安、云々、宜奉幣於太虫大神、云々、三代實錄、貞觀元年十月廿八日庚戌、鑄錢司進鑄錢、奉大虫社、同五年三月四日丙寅、勅班幣大虫神社、今春咳嗽流行、人多疫死、仍禱名社神明、有感、因以賽之、同年七月四日甲午、遣使奉幣大虫大神、同十五年二月廿三日、詔以當歲三合、奉幣大虫大神、國司長官齋潔至誠、祈冥助、消災疫於未然、

祈雨

續日本紀、延曆七年五月己酉、差遣使於大虫社祈雨、是夕大雨、其後雨多、遠近周匝、遂得耕殖矣、

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜御體御卜、中坐越前國大虫神、云々、社司等依過穢神事、果給、遣使科中祓、可令祓清奉仕事、略宮主從五位下行少祐下部宿禰兼良、中臣

從五位上行權少副大中臣朝臣輔清、

斗布神社

斗布は假字也○祭神彦火々出見尊古名○南條郡松森白崎兩村共に、十府明神と稱す社あり、同上今決定し難し、

神位

惣神分云、正五位止布神、

長岡神社

長岡は奈賀袁加と訓べし○祭神詳ならず○米岡村に在す、官社例祭 月 日、

類社

越中國礪波郡長岡神社

神位

惣神分云、從五位長岡神、

麻氣神社

麻氣は假字也○祭神詳ならず○真木村に在す、今藥師堂と稱す、官社例祭九月八日、○當國足羽郡麻氣神社あり

類社

大和國城下郡鏡作麻氣神社の條見合すべし

連胤 按るに、惣神分に當郡麻氣神を載せず、從五位和氣神といふが見えたり、疑ふらくは麻氣を和氣とやうに土俗唱へしによりて、自然に訛れるものならんか、

枚井手神社

枚井手は比良爲天と訓べし○祭神詳ならず○南條郡平井手村に在す、官社今加茂明神と稱す、例祭 月 日、

神位

惣神分云、正一位平井手大明神、

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜御體御下、云々、越前國枚井手神、云々、「又云、永曆四年六月十日、上越前國枚井手神、云々、

大山御板神社

大山は於保夜麻、御板は三太と訓べし、和名鈔、部名三太、○祭神猿田彦大神、官社○往昔は大山に在す、今廢亡す、今立郡舟津神社に併せ祀る、同上

神位

惣神分云、正五位御板神、

佐々牟志神社四座

佐々牟志は假字也○祭神詳ならず、官社考に、世不合、武位起命、神德磐余彦尊、推根津彦命の四柱なりと云り、或は瓊瓊杵天孫御子大姫子、梳子、耳孫子、赤性、女、の四座と云り、

万葉集卷第三十二
越前乃大山
行而何日
可過乎將
見我里

未就れ是なるかしらず、

神位

惣神分云、正五位佐々牟志神、

小虫神社

小虫は袁牟志と訓べし○祭神豐玉姬尊、官社○下大虫村に在す、同上例祭 月 日、

類社

丹後國與謝郡小虫神社、名神大

神位 幣社

續日本紀、寶龜十一年十二月甲午、越前國丹生郡小虫神爲幣社焉、「惣神分云、從三位小虫神、

雷神社

雷は伊加都知と訓べし○祭神山雷神、官社例祭 月 日、

類社

但馬國氣多郡雷神社

神位

惣神分云、正五位雷神、

今立郡十四座 並小

今立は伊万太千と訓べし、和名鈔、郡名今立、假字上式廿二、兵部拾芥抄、國郡今立、○日本紀畧、弘仁十四年六月丁亥、越前國言上、丹生郡管郷十八、驛三、割九郷一驛、更建一郡、號今立郡、以地廣人多也、

帆山神社

帆山は保夜麻と訓べし○祭神詳ならず、官社考に、速秋津比咩神と云るは、私説なれば從はず。○帆山村に在す、今加茂大明神と稱す、官社考例祭四月中酉日、

神位

惣神分云、正五位帆山神、

國中神社二座

國中は久爾奈加と讀り○祭神詳ならず、官社考に、伊那那岐神、伊那那美神二座と云り、今從はず。○北中津山村に在す、官社考例祭三月十一日、八月六日、十一日、

類社

山城國乙訓郡、河内國讚良郡國中神社、各一

神位

惣神分云、從一位國中大明神、

石部神社

石部は伊曾倍と訓べし○祭神詳ならず、官社考に、吉彦、吉姫二神ならんと云り、今從はず、と前に同し。○磯部村に在す、今貴船

踏本山に
作燃今一本
及燃今一本
神分今一本
神分今一本
也
證え山

兼永判本岡
本に作る

明神と稱す、官社考例祭 月 日、

類社

近江國蒲生郡石部神社の條見合すべし

神位

惣神分云、正五位磯部神、

岡太神社

岡太は平加毛土と訓べし、和名鈔、郡名丹生郡岡本、假字上○祭神詳ならず○今廢亡す、官社考村の谷より流れ、栗田部船橋町川に落ちるを岡本川といふ、其川筋に坐すならんと云り、

類社

攝津國武庫郡、伊勢國河曲郡岡太神社、各一、近江國淺井郡岡本神社、山城國愛宕郡鴨岡本神

社、

神位

惣神分云、正五位岡太神、

須波阿須疑神社三座

須波阿須疑は假字也○祭神詳ならず○池田庄稻荷村に在す、今稻荷明神と稱す、古名例祭 月 日、

○、また栗田部村に在す、今諏訪明神と稱す、兩所詳ならず、

官社考云、稻荷社は今も池田庄四十餘村の惣社にして、祭神中央倉魂命、左大野手姫命、右

は白山社ありと云り、

敷山神社

敷山は志岐夜麻と訓べし○祭神在所等詳ならず

神位

惣神分云、正五位敷山神、

足羽郡十三座 並小

足羽は安須波と訓べし、和名鈔、郡名足羽、假字上の如し式廿二、民部拾芥抄、國郡足羽、○足羽社記曰、古者男大迹天皇、居於坂井郡三國之地焉、於是鎮祭大宮之靈、故呼足羽、足羽此云阿須波以爲地名也、

杉杜部神社

杉杜部は須岐毛里倍と訓べし○祭神詳ならず○勝移見村に在す地名考例祭 月 日、

神位

惣神分云、從四位粉杜神、

土輪神社

土輪は波爾波と訓べし○祭神在所等詳ならず

神位

惣神分云、正三位半和神、

印本部を郡に作るは誤也今一本に據て改む

一本眞野に作る

直野神社

直野は奈保乃と訓べし○祭神在所等詳ならず

神位

惣神分云、從四位直野神、

麻氣神社

麻氣は假字也○祭神在所等詳ならず○當國丹生郡麻氣神社もあり
名所考書入云、今吉田郡牧村乎、

類社

大和國城下郡鏡作麻氣神社の條見合すべし

神位

惣神分云、從四位眞氣神、

登知爲神社

登知爲は假字也○祭神在所等詳ならず
名所考書入云、杵泉村乎、

神位

惣神分云、從四位止知井神、

椎前神社

椎一本推に誤る

惟前は志比左岐と訓べし○祭神詳ならず○志比境村に在す、今吉田郡に屬す、名所考例祭
月 日、○當國敦賀郡志比前神社もあり

神位

惣神分云從
四位推前大
明神とわり
不審

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授越前國從四位上勳六等惟前神正四位下、
與須奈神社

與須奈は假字也○祭神在所等詳ならず

神位

惣神分云、從四位依須那神、

山方神社

山方は夜麻賀多と訓べし○祭神山方比古神歟、阿波國勝浦郡に坐す○山形之濟に在す、今吉田郡に屬
す、地名考例祭 月 日、

神位

惣神分云、從四位山方神、

御門神社

御門は美加登と訓べし○祭神御門比古神歟、能登國能登郡に坐す○三戸部村に在す、今丹生郡に屬す、
地名考例祭 月 日、○足羽社記云、廢島六郷之祖神、

神位

惣神分云、從四位御門神、

分神社

分は和氣と訓べし○祭神別公祖歟○在所詳ならず○姓氏錄、右京皇別下別公、犬上朝臣同祖、日本
武尊之後也、また、山城國皇別別公、彦坐命之後也、

地名考書入云、今坐脇村乎、

神傍神社

神傍は加牟曾比と訓べし○祭神在所等詳ならず

地名考書入云、今云主計郷訓近之、

於神社

於は字倍と訓べし○祭神詳ならず○上村に在す、今吉田郡に屬す、地名考例祭 月 日、

類社

大和國廣瀨郡於神社の條見合すべし

神位

惣神分云、從四位於神、

足羽神社

足羽は郡名に同じ○祭神阿須波神、或云男大迹天皇、阿須波神、波比岐神、傳○福井に在す、
地名考例祭 月 日、○古事記、神代大年神又娶天知迦流美豆比賣生子、中略次阿須波神、次波

比岐神、社配云、足羽神社三座、中古者男大迹天皇居於坂井郡三國之地焉、於是鎮祭大宮地之靈、故呼足羽足羽此三以爲地名也、今三國有王子田、此其舊地也、

神社啓蒙云、曆年史曰、繼體天皇廿五年二月崩、冬葬藍野陵、越前國足羽明神是也、とへるは古轍を守るの訛也、今信用せず、

神位

續日本紀、延曆十年四月乙巳、叙足羽神從五位下、文德實錄、仁壽元年正月癸卯、加越前國足羽神從四位下、同年九月庚子加足羽神正四位上、日本紀畧、天慶三年正月十五日、奉授越前國正四位上足羽神口口位、惣神分云、正一位足羽大明神、

大野郡九座 並小

大野は於保乃と訓べし、和名鈔郡名大野、假字上の如し式廿二、民部拾芥抄、國郡大野、

磐座神社

磐座は伊波久良と訓べし、祭神詳ならず、羽丹生谷大宮村に在す、今辨財天社と稱す、磐上高一丈許、其下又有二段磐、云々、地名考例祭 月 日、○當郡大槻磐座神社、高於磐座神社、敦賀郡伊部磐座神社もあり、共に同神を祭れるなるべし、

篠座神社

篠座は志農久良と訓べし、祭神大己貴命、○篠座村に在す、地名考例祭 月 日、

神位

樺印本統に作る

和名抄安味郷あり

槻一本槻に作る

惣神分云、正四位篠座神、

樺神社

樺は加爾波と訓べし、和名鈔草木樺、假字上の如し、○祭神詳ならず、○東河原村に在す、今八幡宮と稱す、味見郷十村氏神也、地名考例祭 月 日、

大槻磐座神社

大槻は於保都岐と訓べし、磐座は前に同じ、○祭神詳ならず、○大月村に在す、地名考例祭八月十五日、○當郡磐座神社あり

神位

惣神分云、正五位大槻岩座神、

坂門一事神社

坂門一事は佐加登比止古登と訓べし、○祭神一言主神歟、○坂戸村に在す、地名考例祭 月 日、類社

大和國十市郡坂門神社、登伊賀國伊賀郡坂戸神社、

風速神社

風速は加佐波夜と訓べし、○祭神詳ならず、○大矢戸村に在す、地名考には中村乎と云り今住吉明神と稱す、官社例祭 月 日、

神位

惣神分云、正五位風早神、

國生大野神社

國生は久奈利と訓べし、大野は郡名に同じ、○祭神詳ならず○伊野邊庄蛭子山に在す、今青龍大明神と稱す、官社考例祭 月 日、

類社

伊勢國多氣郡國生神社、尾張國葉栗郡大野神社の條見合すべし

神位

惣神分云、正四位國生神、

高於磐座神社

高於は多加字倍と訓べし、磐座は前に同じ、○祭神詳ならず○木本領家村に在す、地名考には大矢戸村乎と云今岩崎宮と稱す、官社考例祭 月 日、○當郡磐座神社あり

神位

惣神分云、正四位商於岩座神社、

荒島神社

荒島は阿良志麻と訓べし○祭神詳ならず○富田庄佐開村荒島嶽に在す、今權現と稱す、官社考例祭 月 日、

神位

惣神分云、正五位荒島神

坂井郡三十三座 並小

坂井は佐加乃井と訓べし、和名鈔、郡名坂井、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡坂井、○日本紀、繼體天皇卷云、天皇父聞_三振媛顏容姝妙甚有_二嫩色_一、自_二近江國高島郡三尾之別業_一、遣_レ使聘_二于三國坂中井_一、中此那納以為妃、遂產_二天皇_一、續日本紀、寶龜九年九月癸亥、送高麗使正六位上高麗朝臣殿嗣等、來_レ着越前國坂井郡三國湊、

布久漏神社

布久漏は假字也、和名鈔、地名考福留、布久呂、○祭神詳ならず○福萬村に在す、地名考例祭 月 日、

神位

惣神分云、從四位福富神、

坂名井神社

坂名井は佐加奈爲と訓べし、郡名に同じ、○祭神詳ならず○境村に在す、官社考例祭 月 日、

神位

惣神分云、從四位坂井神、

御前神社

御前は美佐岐と訓べし○祭神詳ならず○宮前郷宮前村に在す、今春日明神と稱す、官社考例祭 月 日、○當國敦賀郡三前神社もあり

類社

出雲國出雲郡御前神社

神位

惣神分云、從四位三前神、

都那高志神社

都那高志は假字也○祭神在所等詳ならず

類社

大和國城上郡網越神社の條見合すべし

神位

惣神分云、從四位綱越神、

多禰神社

多禰は假字也○祭神詳ならず○種山崎村に在す、今稻荷明神と稱す、官社考例祭 月 日、

神位

惣神分云、從一位多禰大明神、

久米多神社

久米多は假字也○祭神大久米命官社考○上久米田村陵山に在す、官社考○此陵山といふは大久米命を拜所ありしといふ、例祭 月 日、

たゞ一山を祠り、麓に

足羽社記に、是繼體天皇朝棟梁之臣大伴大連社とあるは信すべからず、と官社考にもいへり、

神位

惣神分云、從四位久米田神、

意加美神社

意加美は假字也○祭神金山彦命、都留支日子命二座、官社考○本郷江上村に在す、今金山劔明神

と稱す、同上

類社

河内國茨田郡意加美神社の條見合すべし

神位

惣神分云、從四位億加美神、

阿治波世神社

阿治波世は假字也○祭神詳ならず○在所分明ならず

地名考云、九岡懸引山あり、此懸馳の轉訛乎、官社考云、こはよき考へにて論なく遺跡な

るべし、

神位

惣神分云、從四位阿知波世神、

一本世を湖に作る

一本國神社
に作る又一本國神社
に作る

國神社

國神は久爾都加美と讀り○祭神詳ならず○丸岡上石木戸町に在す、今神明宮と稱す官社考○
村にあり、後に丸岡の山に遷すと云り、例祭九月日、從昔國神

類社

山城國相樂郡岡田國神社の條見合すべし

神位

惣神分云、從四位國神、

井口神社

井口は爲久知と訓べし○祭神生井神官社考○本庄中番村に在す、同上○地名考云、例祭月日、
官社考云、古老の傳説に、六十一代一條天皇の御宇、如何してや、當郡の用水自然と乏しく
なりしに、國主齋藤民部少輔藤原伊傳朝臣、利仁將軍四代の孫當社井口大神へ立願して水源を求め給
ふに、白鹿幣を喰へて山より出る、是神の御教ならんと、鹿に隨ひ行給ひけるに、鹿三聲啼
て又走り、右へ伏左へ伏、行々本庄の今の宮地に隠る、故に今鹿の出し山を山鹿村といひ、
聲を發せし處を鳴鹿村、鹿の左右へ伏たる所を鹿伏村と呼て、此處より用水左右に分る、
鹿の蹤を掘て、今の如く用水を定む、中略其後後白河院保元二年、國主何某當國に春日を勸
請す、べきむね奏聞ありしかば、敕使として中納言時實、并興福寺伊豫法眼等神輿を供奉
し、南都より下り給ひ、當社を第一として、十社の春日を勸請あり、是則今の十郷といふ

也、この故に春日を稱して、本社の井口神社はいつか晦陰となれり、

楊瀬神社

楊瀬は夜那賀世と訓べし○祭神伊弉册尊、應神天皇、官社考○安島浦雄島に在す、上下なる大湊
神社同社地也とぞ、例祭月日

神位

惣神分云、從四位楊瀬神、

己乃須美神社

己乃須美は假字也○祭神詳ならず○天池村に在す、今吉田郡に屬す、今九頭龍權現と稱す、
官社考例祭月日、

神位

惣神分云、從四位己乃須美神、

片岸神社

片岸は加多岐志と訓べし○祭神詳ならず○在所分明ならず
地名考書入云、山岸村乎、官社考にも、山岸村氏神社は、論なく片岸神社なりと云り、

神位

惣神分云、從四位河片岸神、

大溝神社

大溝は於保美會と訓べし○祭神詳ならず○南金津町に在す、今春日明神と稱す、官社考

神位

惣神分云、從四位大溝神、

比古奈神社

比古奈は假字也○祭神少彦名命頭注○三國湊に在す、官社考例祭 月 日、

幣多神社

幣多は假字也○祭神猿田彦大神地名考、頭注、入社傳○在所詳ならず

類社

伊豆國那賀郡部多神社

神位

惣神分云、從四位幣多神、

紀倍神社

紀倍は假字也○祭神詳ならず○木部郷西方寺村に在す、今春日明神と稱す、官社考

神位

惣神分云、從四位紀部神、

枚岡神社

枚岡は比良袁加と訓べし○祭神天見屋根命頭注○今廢亡す、往昔今の志比口平岡山に在し

を、燒失の後足羽社内に遷すといふ、官社考

類社

河内國河内郡枚岡神社

神位

惣神分云、從四位平岡神、

毛谷神社

毛谷は氣夜と訓べし、和名鈔、部名大野郡毛屋、○祭神詳ならず○今廢亡す、古舟橋より七八町西黒龍村にあり、今足羽山に移し、黒龍明神と稱す是なり、官社考

神位

惣神分云、從四位氣谷神、

柴神社

柴は志婆と訓べし○祭神詳ならず○芝原庄芝原村に在す、今春日明神と稱す、今吉田郡に屬す、官社考例祭 月 日、

神位

惣神分云、從四位上柴社神、

英多神社

英多は衣太と讀り○祭神在所等詳ならず

異本柴岡神社に作る

官社考に、布施田村に坐す、熊野權現と稱すといへるは、英多をフサダと讀て、フサダ布施田の唱への近きによりて、いふ説なれば、今從はず、

類社

遠江國濱名郡英多神社の條見合すべし

神位

惣神分云、從四位英多神社、

鵜屎神社

鵜屎は宇久曾と訓べし○祭神詳ならず○川崎村鵜森に在す、今神明宮と稱す、官社考例祭 月 日、

神位

惣神分云、從四位鵜屎神、

伊伎神社

伊伎は假字也○祭神在所等詳ならず

神位

惣神分云、從四位伊伎神、

保曾呂伎神社

保曾呂伎は假字也○祭神詳ならず、官社考に春日といふいかにあらん○細呂木驛に在す、例祭 月 日、

和名鈔坪江郷あり

神位

惣神分云、從五位上細呂枳神、

横山神社

横山は與古夜麻と訓べし○祭神詳ならず○北坪江村に在す、官社考例祭 月 日、○當國敦賀郡横山神社もあり

類社

近江國伊香郡横山神社

神位

惣神分云、正一位横山大明神、

三國神社

三國は美久爾と訓べし○祭神三國真人祖歟○三國湊に在す、官社考例祭 月 日、○日本紀、繼體天皇元年正月辛酉朔丙寅、遣臣連等、持節以備法駕奉迎三國、○舊事紀、國造三國國造、志賀高穴穗朝御世、宗我臣祖彥太忍信命四世孫若長足尼定賜國造、左京三國真人、證繼體皇子椀子王之後也、同、右京三國真人、同、山城國三國真人、同、上

神位

惣神分云、從四位三國神、

氏人(欠く)

氏人は孝德天皇紀に三國公麻呂又三國冬十月三國公等姓曰三國氏と見えたり

石田神社

石田は伊波多と訓べし○祭神詳ならず官社考には五十日足彦命といへり○小和田村舊名石田といふに在す、今春日明神と稱す、官社考例祭 月 日、○當國敦賀郡石田神社もあり

類社

山城國久世郡石田神社の條見合すべし

神位

惣神分云、從五位石田神、

味坂神社

味坂は美佐加又阿知佐加と讀り○祭神味坂比賣命歟大和國宇陀郡に在す○深坂村に在す、今春日明神と稱す、官社考例祭 月 日、

神位

惣神分云、從五位味坂神、

高向神社

高向は多加無久と訓べし、和名鈔、部名高向、多加無古○祭神三國命歟○高棕郷高田村に在す、官社考例祭 月 日、○日本紀、繼體天皇卷、天皇幼年父王薨、振媛廼歎曰、妾今遠離柔梓、安能得膝養、余歸寧高向、高向者越前國邑名上宮記云、繼體外祖三國命、坐多加牟久村也、○古事記、孝元賀石河宿禰者、高向臣等之祖也、右京姓氏錄、別上高向朝臣、石川同氏、武内宿禰六世孫猪子

臣之後也、同、右京高向村主、魏武帝太子文帝之後也、

地名考書入に、今吉田郡高木村にありと云り、まづ官社考に従ふ、

類社

因幡國八上郡多加牟久神社

神位

惣神分云、從四位高向神、

笠間神社

笠間は加佐麻と訓べし○祭神詳ならず○高棕郷儀間村に在す、官社考例祭 月 日、

類社

加賀國石川郡笠間神社

神位

惣神分云、從五位笠間神、

家津神社

家津は伊倍都と訓べし○祭神詳ならず○高棕郷猪爪村に在す、官社考例祭 月 日、

神位

惣神分云、從五位家津神、

大湊神社

大湊は於保美奈止と訓べし○祭神三穗須々美命官社考○安嶋浦雄嶋に在す、今三保大明神と稱す、同上なる楊瀬神社同社地也とぞ、例祭 月 日、

神位

惣神分云、從四位大湊神、

絲前神社

絲前は伊登佐岐と訓べし○祭神詳ならず○糸崎浦嶋島に在す、今辨財天と稱す、官社考

神位

惣神分云、從四位糸前神、

○附録

式外神

惣社

祭神詳ならず○丹生郡府中村に在す

金山彦神社

祭神明か也○敦賀郡金山村乎、地名考書入

神位

文德實錄、嘉祥三年十一月乙未、進越前國金山彦神階、加從四位下、

廣瀨神社

祭神詳ならず○丹生郡廣瀨村乎、地名考書入

神位

三代實錄、貞觀二年八月二日己卯、越前國正六位上廣瀨神授、從五位下、惣神分云、丹生郡正

三位廣瀨大明神、

雄推神社

祭神在所等詳ならず

神位

三代實錄、貞觀二年八月二日己卯、越前國正六位上雄推神授、從五位下、

氣多神社

祭神能登國氣多同體歟○在所詳ならず、連胤云、坂井郡の中等かへし、

神位

三代實錄、元慶七年十二月二日甲午、授越前國正六位上氣多神從五位下、惣神分云、坂井郡

正一位氣多大明神、

天瓜神社

祭神在所等詳ならず

神位

楊田神社

日本紀略、延喜十年三月廿三日、授越前國天瓜神從五位下、

祭神在所等詳ならず、連風云、足羽郡の中尋りし

神位

日野名神社

日本紀略、延喜十年三月廿三日、授越前國楊田神從五位下、惣神分云、正一位楊田大明神、

祭神詳ならず、○今立郡日野山に在す、地名考書入

神位

日本紀略、延喜十年九月五日、授越前國日野名神從五位下、惣神分云、今立郡正四位日野神、

飽和神社

祭神在所等詳ならず

太平記八十云、延元元年十一月八日、飽和社ノ前ニテ、中黒ノ旗ヲ舉ケル程ニ、去十月坂本ヨリ落下ケル軍勢、此彼ニ隱居タリケルガ、此事ヲ聞テ、イツノ間ニカ馳セ來リケン、程ナク千餘騎ニ成ニケリ、則其勢ヲ五百餘騎差分テ、鯖並ノ宿湯尾峠ニ關テ居テ、北國ノ道ヲ差塞ク、下略

本卷首に題を
缺く故に
就けしむ
郡下を
惣て分
す神と
記國と

越前國惣神分

卷首缺 但敦賀郡也

- | | | | |
|------------------------|-----------|-----------|------------|
| 從五位 <small>下</small> 同 | 、、、石椋神 | 、、、横椋神 | 、、、阿曾御村峯尾神 |
| 、、、高岡神 | 、、、鹿森事茂神 | 、、、織田天津社神 | 、、、天岩門別比咩神 |
| 、、、天佐良雄神 | 、、、伊部神 | 、、、天佐々良姫神 | 、、、風鈎神 |
| 、、、島前比咩神 | 、、、天佐々良姫神 | 、、、玉劔神 | 、、、氣多神 |
| 、、、道後神 | 、、、田結神 | 、、、鹿森神 | |
| 、、、鞍神 | | | |
| 丹生郡六十八前惣神分 | | | |
| 正一位大虫大神 | 正一位越知三所權現 | 正一位天滿天神 | |
| 正一位朝津大明神 | 正一位平井出大明神 | 正一位雨夜大明神 | |
| 正三位廣瀬大明神 | 正三位神山大明神 | 從三位小虫神 | |
| 從三位佐左椋神 | 正五位兄子神 | 正五位止布神 | |
| 正五位雷神 | 正五位御板神 | 正五位佐々虫神 | |
| 正五位山侯神 | 正五位船岡神 | 正五位館角神 | |
| 從五位長岡神 | 從五位目開神 | 從五位天御布須麻神 | |

從五位天御幡杵神	從五位天利劔神	從五位佐良神
從五位比治井真奈井神	從五位高石倉神	從五位秋津島天若石倉姬神
從五位天八百積神	從五位雷尾神	從五位早辻別神
從五位御炊神	從五位小平井出神	從五位天八千鋒神
從五位波々岐神	從五位赤虬神	從五位雷神
從五位伊垣神	從五位許曾田神	從五位多禰三尾二社神
從五位天男尾神	從五位柏尾神	從五位和氣神
從五位聖神	從五位能登神子神	從五位小山田神
從五位鵜甘神	從五位天平尾神	從五位出雲神
從五位氣多三郎神子伊須留伎神	從五位瓶岡神	從五位比止目柄神
從五位懸神	從五位彦名神	從五位等岡神
從五位川上神	從五位船手神	從五位神玉神
從五位國長神	從五位爾加木神	從五位加志村神
從五位氣谷神	從五位犬養丸神	從五位加志淵神
從五位牛頭天王八王子	從五位高名坐神	從五位彥神
從五位鰐懸神		從五位它良姬神
今立郡五十八前惣神分		

正一位石山大明神	正一位劔東院羽咋村岡大明神	正三位粉前氣多大明神
從一位國中大明神	從一位大瀧大明神	正五位岡太神
正四位曾博王神	正四位日野神	正五位止奈神
正五位片島神	正五位磯部神	正五位船津神
正五位敷山神	正五位帆山神	正五位船津神
正五位小山田神	正五位曾博粉枉神	正五位楊田神
正五位鵜甘神	正五位天六目神	正五位國津立緋緒垂神
正五位高志箭放神	正五位豺狼神	正五位阿部鴨神
正五位道後神	正五位圀津神	正五位國栖神
正五位宇治神	正五位天雷神	正五位長畝神
正五位彦人神	正五位荒島神子神	正五位小山道後神
正五位八粉神	正五位天利劔神	正五位八加木神
正五位大歲神	正五位天石門別稻積神	正五位粉山大歲神
正五位熊甲荒加志神	正五位天王無上天聖神	正五位千尋多久繩神
正五位滿藏論神	正五位龍神	正五位粉尾道後神
正五位羽久美神	正五位馬岡利劔二前神	正五位阿良岐神
正五位羽咋神	正五位八郎神子神	正五位道祖饗二前神

本文在五十年前可考

正五位妙見寺船岡神	正五位酒解神	從五位上辰尾神
從五位禪子神子神	從五位浦津神	從五位白石神
從五位宇姬神	從五位杉本神	
足羽郡四十九前惣神分		
正一位天滿天神	正一位松尾大明神	正一位足羽大明神
正一位楊田大明神	正一位生江國主大岡大明神	正一位二上大明神
正三位室生大明神	正三位半和神	從四位上郡大明神
從四位椎前大明神	從四位大柱神	從四位上柱神
從四位御門神	從四位山方神	從四位直野神
從四位真氣神	從四位生江於國主神	從四位依須郡神
從四位甘南備神	從四位止知井神	從四位於神
從四位志爲保木本神	從四位國懸島彥神	從四位河與岐神
從四位立尾神	從四位浦谷道後神	從四位宮姬神
從四位天利劍神	從四位黑龍神	從四位琴緒神
從四位三尾神	從四位平神	從四位坂山江社二前神
從四位尾味大社神	從四位天鏡神	從四位佐々木坂神
從四位敦賀神	從四位天若神子神	從四位坂山神

從四位天石橋姬神	從四位石椋彥神	從四位小松氣多神子社
從四位高田道後國	從四位栗俣神	從四位舟波與知賀曾神
從四位舟波真野姬神	從四位雷椎神	從四位天國主天津社神
從四位枋社神	從四位武明神	
大野郡九十八前惣神分		
正一位白山大明神	正四位篠座神	正四位達苑神
正四位國生神	正四位商於岩座神	正四位高於若神子神
正五位大槻岩座神	正五位津々志神	正五位天照石別神
正五位天石別下座神	正五位荒島神	正五位大縣神
正五位松前八重神	正五位角振神	正五位島神
正五位天照國主石神	正五位大奈見知神	正五位白麻奈加立石神
正五位伊毛伊津岐神	正五位高結鏡神	正五位舌大歲神
正五位縣神	正五位稻村神	正五位三國神
正五位多津多神	正五位主神	正五位金知神
正五位大社栗垣姬神	正五位佐良天社神	正五位天木若神子神
正五位大忌神	正五位立名神	正五位荒島若神子神
正五位天別地別神	正五位歲神	正五位宮神

正五位道後氣多神	正五位大保良石別神	正五位氣比神
正五位松尾神	正五位郡比咩神	正五位天照神
正五位天石前神	正五位王神子神	正五位伊與親王神子神
正五位三限田神	正五位大海神	正五位山田神
正五位伊石立神	正五位前止神	正五位鏡若王子神
正五位禪師神子神	正五位佐々座神	正五位宇奈手神
正五位大饗神	正五位天万雲神	正五位國主神
正五位葛野賀茂神	正五位岩座宇良村神	正五位天室神
正五位弓取神	正五位宇手若神子神	正五位山主神
正五位阿久良井神	正五位大歲稻目神	正五位雉神
正五位多禰神	正五位天結國主神	正五位眞長神
正五位曾博神	正五位天社岩座神	正五位賀志良神
正五位黒谷神	正五位阿知奈瀬神	正五位水宿奈神
正五位羽咋神	正五位須々奈尾神	正五位荒椋神
正五位山振神	正五位津良村神	正五位石上神
正五位天矢尾背神	正五位白金神	正五位長屋神
正五位須久奈姬神	正五位金知若神子神	正五位天石別神

正五位志保津知神	正五位薦布神	正五位宇良比咩神
正五位遊神	正五位津布良神	正五位白前神
正五位佐々奈見神子神	正五位天津社神	正五位矢刀神
正五位報恩寺山祭山主神	正五位風早神	
坂井郡九十三前惣神分		
正一位氣多大明神	正一位菅生大明神	正一位横山大明神
從一位多禰大明神	從一位長田大明神	從二位三保大明神
從三位眞止大明神	從三位生林大明神	從四位三前神
從四位三國神	從四位系前神	從四位久米田神
從四位億加美神	從四位坂井神	從四位福富神
從四位繩起神	從四位阿知波世神	從四位大縣神
從四位國神	從四位井口神	從四位楊瀬神
從四位已乃須美神	從四位高向神	從四位松尾神
從四位河片岸神	從四位大溝神	從四位大湊神
從四位幣多神	從四位紀部神	從四位毛野神
從四位鵜屎神	從四位伊岐神	從四位並好神
從四位平岡神	從四位氣谷神	從四位布久津神

- | | | |
|----------|--------------|------------|
| 從四位上柴社神 | 從四位英多神 | 從五位上細呂枳神 |
| 從五位石田神 | 從五位味坂神 | 從五位笠間神 |
| 從五位家津神 | 從五位神和神 | 從五位下柴社神 |
| 從五位大沼神 | 從五位遠武加佐神 | 從五位天龍丸神 |
| 從五位金劔神 | 從五位小丹生神 | 從五位布氣神 |
| 從五位小長田神 | 從五位坂谷妙見神 | 從五位天若布都津千神 |
| 從五位愛御前神 | 從五位天石別濱後神 | 從五位黑瀨丸神 |
| 從五位天若神子神 | 從五位上櫛神 | 從五位高島神 |
| 從五位伊津岐神 | 從五位天劔富益神 | 從五位大室神 |
| 從五位三呂神 | 從五位天石刀若神子神 | 從五位並松神 |
| 從五位麻氣神 | 從五位別太神 | 從五位天若神子長門神 |
| 從五位氣多神子神 | 從五位鑿懸神 | 從五位若神子田口神 |
| 從五位大社神 | 從五位縣神 | 從五位國玉神 |
| 從五位槻羽神 | 從五位伊島鹿島腹女二社神 | 從五位弓槻神 |
| 從五位島山神 | 從五位石藏神 | 從五位大歲神 |
| 從五位長郡神 | 從五位天辰羽神 | 從五位盛岡神 |
| 從五位福多乎女神 | 從五位一講堂御座五所神 | 從五位天津社神 |

- | | | |
|------------|-------------|----------|
| 從五位國津社神 | 從五位中津社神 | 從五位三崎三所神 |
| 從五位石神木下神 | 從五位中村北御座大歲神 | 從五位大歲八神 |
| 四季王相氣天一太白神 | 行疫流行神 | |
| 殿立胃司饗神十二前 | 中村饗神十二前 | 佐多村饗神十二前 |

越前國惣神分一卷、同國大野郡清瀧社所藏也、寛政中有坂埜友浪者、今立郡大屋村農夫、篤志國學、曾探索舊記、遍遊國中、偶得見此卷於清瀧社、而卷首殘缺、無復年紀、友浪一照舊本、寫之、深自珍秘、文政中池田惣社大宮司梅田經惟、亦就清瀧社寫一本、自是雖傳于世、只此二本耳、後清瀧社火、藏書悉爲烏有、嗟吁微友浪、經惟、此書幾不傳矣、丹生郡大虫神社大宮司岡野吉孝懷一卷、來示余、蓋從二子一勝之也、余喜收之本國神名帳部類焉、

安政五戊午年五月

神祇權少副中臣連胤

神社殿録第三十七之卷目錄

○加賀國

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|-------|--------|--------|------|--------|------|---------|------|------|------|--------|---------|--------|
| 加賀國四十二座並小 | 江沼郡十一座並小 | 篠原神社 | 御木神社 | 服部神社 | 忌浪神社 | 出水神社 | 潮津神社 | 能美郡八座並小 | 狹野神社 | 石部神社 | 幡生神社 | 多伎奈彌神社 | 石川郡十座並小 | 白山比咩神社 |
| | | 刀何理神社 | 宮村岩部神社 | 菅生石部神社 | 日置神社 | 氣多御子神社 | | | 多太神社 | 滓上神社 | 菟橋神社 | 熊田神社 | | 本村井神社 |

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|----------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|--------|------|
| 額東神社 | 御馬神社 | 榑本神社 | 味知神社 | 加賀郡十三座並小 | 小濱神社 | 三輪神社 | 神田神社 | 郡家神社 | 野蛟神社 | 大野湊神社 | 笠野神社 | 額西神社 | 佐奇神社 | 笠間神社 | 神田神社 | 野間神社 | 賀茂神社 | 下野間神社 | 須岐神社 | 波自加彌神社 | 野蚊神社 |
|------|------|------|------|----------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|--------|------|

神社要録第三十七之卷

北陸道三

○加賀國

中臣朝臣連胤謹撰

加賀國四十一座

並小

加賀は假字也、和名鈔國郡部加賀、國府在能美郡、式廿二民部上加賀國上、爲中國、同廿四、計主上行程上十二日、下六日、海路八日、和名鈔上十八日、拾芥抄國郡部加賀、上、○舊事紀、國造賀我國造、泊瀬朝倉朝御代、三尾君祖石撞別命四世孫大兄彥君定賜國造、難波朝御代隸越前國、嵯峨朝御世弘仁十四年、割越前國二分爲加賀國、○類聚三代格曰、弘仁十四年二月三日、太政官議奏、割越前國江沼加賀二郡爲加賀國事、守一人、掾一人、大目一人、少目一人、史生三人、博士一人、醫師一人、右得彼國守從四位下紀朝臣末成等解稱、加賀國郡遠去國府、往還不便、雪零風起難苦殊甚、加以途路之中有四大川、每遇洪水、經日難涉、人馬阻絕動致壅滯、又郡司鄉長任意侵漁、民懷冤屈、路遠無訴、不堪深酷、逃散者衆、又部內濶遠多煩巡檢、官舍之損農桑之怠莫不由此、伏請別建一國名曰加賀國者、夫調琴瑟者終待弛張之功、行政化者必資權變之道、彼越前國民俗凋弊非恩何息、境內濶遠本號難治、臣等商所申合宜、伏聽天裁、謹以申聞謹奏、聞、又云、天長二年正月十日、太政官符、加賀國定上國事、右太政官去弘仁十四年三月一日、下式部省符、依太政官去二月三日論

奏、割越前國江沼加賀二郡爲加賀國、又定中國者、今件國準諸上國課丁田疇其數差益、被右大臣宣稱、奉勅宜改爲上國、

江沼郡十一座

並小

江沼は衣奴と訓べし、和名鈔郡名式廿二兵部上拾芥抄國郡部江沼、○古事記、孝元建內宿禰之子若子宿禰、江野財臣之祖、姓氏錄大和國皇別江沼臣、石川同氏建內宿禰男若子宿禰之後也、○舊事紀、國造江沼國造、柴垣朝御世、蘇我臣同祖武內宿禰四世孫志波勝足尼定賜國造、

篠原神社

篠原は志乃波良と訓べし○祭神

○篠原村に在す土人

刀何理神社

刀何理は假字也○祭神

類社

河内國古市郡利鷹神社

御木神社

御木は美岐と訓べし○祭神詳ならず○右村に在す土人例祭

宮村部神社

宮村は美夜牟良、部は伊波倍と訓べし○祭神詳ならず○宮村に在す土人例祭

類社

一本石を岩部に作る

丹波國氷上郡服部神社、同國船井郡出石鹿所部神社、丹後國與謝郡阿知江所部神社、
服部は波登利と訓べし○祭神

類社

大和國城下郡服部神社の條見合すべし

菅生石部神社

菅生は須賀布、石部は伊曾倍と訓べし、○祭神彦火々出見尊、豐玉姬命、菅不合尊、
郷大聖寺城下敷地村に在す、今敷地天神と稱す、社家例祭 月 日、○當國能美郡石部神社も
あり、

東寺所藏文書に、加賀國人富樫昌家至徳二年の執行狀に、加賀國云々、菅生社造營云々と
あり、

類社

伊勢國朝明郡石部神社の條見合すべし、

神位

三代實錄、元慶七年十二月廿八日庚申、加賀國菅生神授正五位下、日本紀畧、天慶三年正月
十五日、奉授加賀國從四位上菅生神正四位下、

雜事

印本和名鈔
忌浪に作る
は誤也

忌浪神社

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜御體御卜、中坐加賀國菅生石部野間神云々、社司
等依過穢神事、皇給遣使科中祝、可令祓清奉仕事、下宮主從五位下行少祐下部宿禰
兼良、中臣從五位上行權少副大中臣朝臣輔清、

忌浪は伊武奈美と訓べし、和名鈔、部名忌浪、○祭神倉稻魂命、社○弓波村に在す、土人例祭
神位

續日本後紀、嘉祥二年十月庚寅、奉授加賀國忌浪神印本忌を從五位下、

日置神社

日置は比於岐と訓べし○祭神

類社

○片谷村ハタヤに在す、土人例祭

尾張國愛智郡日置神社の條見合すべし

出水神社

出水は伊都美と訓べし○祭神

氣多御子神社

氣多御子は計太乃美古と訓べし○祭神明か也

神位

文德實錄、天安元年九月壬寅、在加賀國正六位上氣多若御子神印本氣多を授從五位下、

今生水村と
云處あり此
處歟

雜事

胡野群載云、承曆四年六月十日、奏龜卜御體御卜、中略坐加賀國氣多御子神云々、社司等依
過機神事崇給、遣使科中祓、可令被清奉仕事、下略宮主正六位上行少祐卜部宿禰兼宗、
中臣從六位下行大祐大中臣朝臣惟維、

潮津神社

潮津は志保都と訓べし○祭神鹽土翁社○潮津村に在す土人例祭

類社

近江國淺井郡鹽津神社

能美郡八座 並小

能美は假字也、和名鈔、郡名能美、式廿二、民部能美、拾芥抄、國郡能美、府○日本紀畧、弘仁十
四年六月丁亥、加賀國江沼郡管郷十三驛四、割五郷二驛、更建一郡、號能美郡、以地廣人
多也、

狹野神社

狹野は假字也○祭神狹野尊歟○在所詳ならず○日本紀、神代一書曰、狹野尊、亦號神日本磐
余彦尊云々、

多太神社

多太は假字也○祭神衝杵等乎而留比古命、仁德天皇、神社○小松三日市領に在す、上例祭

類社

大和國葛上郡多太神社の條見合すべし

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜御體御卜、中略坐加賀國多太神云々、社司等依過
機神事崇給、遣使科中祓、可令被清奉仕事、下略宮主從五位下行少祐卜部宿禰兼良、中
臣從五位上行權少副大中臣朝臣輔清、

石部神社

石部は伊曾倍と訓べし○祭神大物主命神社○小松に在す、上例祭月日、○當國江沼郡菅

生石部神社もあり、

類社

伊勢國朝明郡石部神社の條見合すべし

滓上神社

滓上は加須加美と讀り○祭神

幡生神社

幡生は讀がたし、印本波多佐加、また波多奈○祭神在所等詳ならず

舊事紀、地神本紀健甕尻命、伊勢藩主女賀貝呂姫爲妻云々、延喜十四年渡會神主本系帳云、卷向
玉紀宮御宇天皇御世、越國荒振凶賊阿彦在、天不從皇化、取平仁罷、詔天標劍賜遣支、即幡上

幡生恐らく
は幡主の詠

毘行取平

返事白時、天皇歡給、大幡主名加給云々、旨長曰、據上文、幡生恐幡主之誤、
光橋は宇波之と訓べし、和名鈔、部名得橋、假字上の如し、○祭神健御名方命、神武天皇、木菟宿禰、櫛明
玉命、神社○小松に在す、上例祭

多伎奈彌神社

多伎奈彌は假字也、○祭神在所等詳ならず

神位

三代實錄、元慶二年七月八日辛丑、授加賀國從五位上瀧浪神正五位下、日本紀畧、延喜十一年三月廿八日、授加賀國瀧浪神從四位下、

熊田神社

熊田は久麻多と訓べし、○祭神八幡三座、神社○熊田村に在す、上

石川郡十座

並小

石川は伊之加波と訓べし、和名鈔、部名石川、假字上の如し、式廿二、民部拾芥抄、國郡石川、○日本紀畧、弘仁十四年六月丁亥、加賀郡管鄉十六驛四、割八鄉一驛、更建一郡、號石川郡、以地廣人多也、○惣國風土記殘缺云、石川郡、或印里直崎、西限檉市、南限栗田川、北限推奈嶽、
白山比咩神社
白山は志良夜麻と訓べし、比咩は假字也、○祭神下社伊弉册尊、上社菊理媛、神○白山に在す、

明治四年五月十四日、被
加賀國石川縣
小石川村大
字三ノ宮

例祭

○當國一宮也、一宮○日本紀、神代伊弉册尊曰、始爲族悲及思哀者、是吾之法矣、時泉守道者白曰、有言矣、曰吾與汝已生國矣、奈何更求生子乎、吾則當留此國、不可共去、是時菊理媛神亦有白事、伊弉册尊聞而善之、乃散去矣、改曆雜事云、靈龜二年丙辰、顯形云、我當山地主伊弉册垂跡也、又左峯老翁現云、吾白山輔佐也、稱小白山、又右峯老翁現云、吾白山彌也、即大己貴垂跡也、神書抄云、神社考以菊理媛爲加賀白山權現、雖然其顯于神融時、自名伊弉册、則世人遂從其義、此傳記より出

傳記云、神社考白山妙理權現者、觀音菩薩之垂迹、自在吉祥之化現也、小白山大行事者、妙理菩薩之輔而、觀音之化也、大己貴者、妙理菩薩之彌、而西刹教主阿彌陀也、號之白山三所權現、佐羅早松大明神者、本地不動明王也、白山七社之中中宮權現者、國常立尊也、金劔明神者、本地俱梨伽羅不動也、此妙理權現第一王子也、弘仁十四年立此宮、此は例の附會の說、今理權現また三所權現と、世人の稱す起源をまらしむるために詳せず、

神位

文德實錄、仁壽三年十月己卯、授加賀國白山比咩神從三位、三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授加賀國白山比咩女神正三位、

社職

歷名土代云、加州白山神主上道氏榮、天文四年十二月廿八日、叙從五位下、

白山一神
式以延喜
二座後配
より以延
二座後配
せざるに
歴然なる
形事なる
顯形なる
安んずる
喜元なる
なるや

焼亡

百練抄、延久二年十二月廿七日、加賀國白山御體燒損、以舊體殘奉籠新像哉之由、令勘先例、扶桑略三年九月五日、依陰陽寮占申、不吉之由定申畢、延應元年八月十七日甲寅、加賀國白山社燒亡、新造寶殿已終其功、及金物沙汰假殿燒亡、尤有恐事也、

雜事

朝野群載云、永曆四年六月十日、奏龜卜御體御卜、略中坐加賀國白山神云々、社司等依過穢神事、崇給遣使科中祓、可令祓清奉仕事、略下宮主正六位上行少祐卜部宿禰兼宗、中臣從六位下行大祐大中臣朝臣惟維、

本村井神社

本村井は毛登牟良爲と訓べし○祭神少彦名命、相殿春日四座、神社○村井村に在す、例祭月日、○總國風土記殘缺云、本村井神社、圭田三十八束三毛田、大寶三年壬寅八月始、所祭少彦名神也、有神家巫戸等、

額東神社

額東は奴加比賀之と訓べし、和名鈔、郡名江沼郡額田、奴加○祭神猿田彦大神風土記○在所詳ならず、或云猿高寺村に在す○總國風土記殘缺云、額東神社、圭田四十八束三字田、所祭猿田彦也、天武天皇四年乙亥、始奉圭田、獻神家巫戸等、神齋等被行之、此皆依神之約束也、

額西神社

御馬神社

額西は奴加爾之と訓べし○祭神詳ならず○在所同上、或云、東社同所に在す御馬は美萬と訓べし、和名鈔、郡名三馬、假字上の如し○祭神保食神神社○間明村に在す、同例祭月日、○日本紀、履中天皇元年七月己酉朔壬子、立葦田宿禰之女黑媛爲皇妃、生御馬皇子、

佐奇神社

佐奇は假字也○祭神神功皇后神社○鷺森村に在す、例祭類社

大和國添下郡佐紀神社の條見合すべし

檜本神社

檜本は奈良毛登と訓べし○祭神詳ならず○在所同上、或云、王寺村に在す、檜三館之社、又云、宮蓮寺村に在す類社

大和國平群郡雲耳寺坐檜本神社

笠間神社

笠間は加佐萬と訓べし、和名鈔、郡名笠間、假字上の如し○祭神住吉大神風土記○在所詳ならず○總國風土記殘缺云、笠間神社、圭田四十七束二字田、所祭住吉大神也、和銅三年庚戌四月、始奉圭田加神禮、有神家巫戸等、

類社

越前國坂井郡笠間神社

味知神社

味知は假字也、和名鈔、部名味知、知○祭神武甕槌命、相殿底筒男命、中筒男命、表筒男命、神社
○下安江村に在す、例祭 月 日、○總國風土記殘缺云、味知神社、圭田八十三束三畝田、所
祭武甕槌神也、大寶二年壬寅、始奉圭田、神禮(虫喰)

類社

越中國射水郡道神社

神田神社

神田は加牟多と訓べし○祭神饒速日命○御供田村に在す、例祭 月 日、○總國風土記殘缺
云、神田神社、圭田六十二束三毛田、所祭饒速日命也、大寶二年壬寅八月、始奉圭田、加神
禮、○當國加賀郡神田神社あり

類社

近江國滋賀郡神田神社の條見合す、へし

加賀郡十三座 並小

加賀は國名に同じ、和名鈔、部名式廿二、民部拾芥抄、國郡加賀、今河北郡と稱す、○萬葉集十八
卷、越前國椋大伴池主、更來贈歌の詞書に、勝寶元年十一月十五日、依迎驛使事、今月十五

日、到來部下加賀郡境云々、○總國風土記殘缺云、加賀郡、東限富飯墳、西限追瀬山、南
限梅雄川、北限寒狭山、

小濱神社

小濱は袁波萬と訓べし○祭神大己貴命神社○黒津船に在す、天保二年、石川郡五郎嶋村へ遷
座、上例祭 月 日、

野間神社

野間は假字也○祭神天照大神、相殿春日四座、神社○小坂村に在す、例祭 月 日、○總國風
土記殘缺云、野間神社、圭田三十二束三字田、所祭豊若陽饗貴也、齊明天皇二年丙辰九月、始
奉圭田、加神禮、有神家巫戸等、○當郡下野間神社もあり

類社

攝津國能勢郡野間神社の條見合す、へし

雜事

三輪神社

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜御體御卜、中坐加賀國野間神、云々、以下前
三輪は美和と訓べし○祭神大物主命神社○北中條村に在す、例祭 月 日、○總國風土記殘
缺云、三輪神社、圭田八十二束三毛田、所祭大己貴命也、敏達天皇四年乙未八月、始奉圭田、
行神事、

類社

大和國城上郡大神大物主神社の條見合すべし

賀茂神社

賀茂は假字也○祭神大山咋命神社○御所村に在す、例祭 月 日、○總國風土記殘缺云、加茂山神社、圭田五十七東三毛田、所祭別雷神也、敏達天皇二年癸辰四月、始奉圭田加神禮、

類社

山城國愛宕郡賀茂別雷神社の條見合すべし

神田神社

神田は前に同じ○祭神饒速日命、相殿春日四座、神社○山之上村に在す、例祭 月 日、○總國風土記殘缺云、神田神社、圭田三十五東三字田、舒明二年庚寅八月、所祭饒速日命也、有神家巫戸等、○當國石川郡神田神社あり

類社

近江國滋賀郡神田神社の條見合すべし

下野間神社

下は志毛と訓べし、野間は假字也、○祭神天照大神、相殿春日四座、神社○乙丸村に在す、例祭 月 日、○當郡野間神社もあり

郡家神社

郡家は音讀也○祭神大己貴命、少彥名命、神社○吉原村に在す、例祭

神位

三代實錄、貞觀十八年七月廿一日丙申、授加賀國正六位上郡家神從五位下、

須岐神社

須岐は假字也○祭神春日四座、神社○蚊瓜村赤濱に在す、例祭

類社

伊勢國河曲郡須岐神社の條見合すべし

野蛟神社

野蛟は乃都知と訓べし○祭神金山彦命、神社○蚊瓜村赤濱に在す、例祭 月 日、○當郡兩社あり

波自加彌神社

波自加彌は假字也○祭神詳ならず○高松村に在す、考例祭 月 日、○式廿四、上越前國、中男輸ニ云々、

大野湊神社

大野は於保乃と訓べし、和名鈔、地名大野、假字上湊は美奈登と訓べし、○祭神猿田彦大神、神社

○寺中村に在す、例祭

類社

印本野蛟に
作る今一本
以呂波字類
抄等に據て
改む

越後國磐船郡湊神社、淡路國津名郡由良湊神社、

野蛟神社

野蛟は前に同じ○祭神高皇產靈尊、猿田彦大神、事代主命、神社○神谷内村に在す、例祭 月 日、○當郡兩社あり

笠野神社

笠野は加佐乃と訓べし○祭神在所等詳ならず

○附録

式外神

白鳥神社

祭神日本武尊歟○

神位

三代實錄、貞觀十八年七月廿一日丙申、授加賀國正六位上白鳥神從五位下、

山代大堰神社

祭神詳ならず○江沼郡山代村に在す、土人

神位

三代實錄、貞觀十八年七月廿一日丙申、授加賀國正六位上山代大堰神從五位下、

和名砂山背
郷あり

畔分堰神社

祭神在所等詳ならず

神位

三代實錄、元慶三年六月廿三日壬午、授加賀國正六位上畔分堰神從五位下、

垂比咩神社

祭神明か也○在所詳ならず

神位

三代實錄、元慶三年六月廿三日壬午、授加賀國正六位上垂比咩神從五位下、

神社殿録第二十八之卷

○能登國

能登國四十三座大一座小四十二座

羽咋郡十四座大一座小十三座

相見神社

氣多神社名神大

羽咋神社

手速比咩神社

奈豆美比咩神社

百沼比古神社

久麻加夫都阿良加志比古神社

藤津比古神社

能登郡十七座並小

能登比咩神社

菅忍比咩神社

天日陰比咩神社

荒石比古神社

志乎神社

神代神社

瀬戸比古神社

椎葉圓比咩神社

諸岡比古神社

大穴持像石神社

藤原比古神社

加夫刀比古神社

鳥屋神社

久氏比古神社

能登生國玉比古神社

伊須流支比古神社

阿良加志比古神社

伊夜比咩神社

宿那彥神像石神社

鳳至郡九座並小

鳳至比古神社

神杉伊豆牟比咩神社

美麻奈比古神社

神目伊豆伎比古神社

邊津比咩神社

珠洲郡三座並小

須湊神社

加志波良比古神社

白比古神社

餘喜比古神社

久志伊奈太伎比咩神社

御門主比古神社

石瀬比古神社

石倉比古神社

美麻奈比咩神社

奥津比咩神社

古麻志比古神社

神社叢書第三十八之卷

北陸道四

○能登國

中臣朝臣連胤謹撰

能登國四十三座 大一座小四十二座

能登は假字也、和名鈔、國名能登、國府在能登郡、式廿二、民部能登國、中、爲中國、同廿四、

上計行程上十八日、下九日、海路二十七日、和名鈔同、但し拾芥抄、國郡能登、中、○古事記、崇神御真

木入日子印惠天皇、又娶尾張連之祖意富阿麻比賣、生御子、略大入杵命者、能登臣之祖也、

舊事紀、國造能登國造、志賀高穴穗朝御世、活目帝皇子大入來命孫彥狹島命定、賜國造、○續日

本紀、養老二年五月乙未、割越前國之羽咋、能登、鳳至、珠洲四郡、始置能登國、天平十三年

十二月丙戌、能登國并越中國、天平寶字元年五月乙卯、略其能登、安房、和泉等國依舊分立、

羽咋郡十四座 大一座小十三座

羽咋は波久比と訓べし、和名鈔、郡名羽咋、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡羽咋、○舊事紀、國造羽

咋國造、泊瀬朝倉朝御世、三尾君祖石撞別命見石城別王定、賜國造、

相見神社

相見は阿布美と讀り、和名鈔、郡名大海於保とあり、此地歟、若しからば相見も阿布美と訓べし、○祭神相見神、○在所分明ならず、相神村、見砂村、兩所に在り、就れ正しき歟、

和名鈔大海
郷あり此處
か尋りべし

萬葉集十七卷
天平廿七年
多神宮
行海邊之
路可其多
古久禮太
波久比乃
云々
印本名神
の三字を
式今名神
等に依て
明治四年
月十四日
中社於國
所在石川
郡一宮村
能登國羽
已祭神云
大

志乎神社

志乎は假字也○祭神素盞鳴尊、大己貴命、健御名方命、應神天皇、神社○萩谷村に在す、上例

祭

氣多神社 名神大

氣多は假字也○祭神天活玉命、兼無庸説○一宮記頭注、神社、帳共に大己貴命といひ、○一宮村に在す、例祭 月 日、○式三、

臨時名神祭二百八十五座、中能登國氣多神社一座、○當國一宮也、一宮

類社

越中國射水郡、但馬國氣多郡氣多神社、各一

連胤 按るに、氣多社祭神の事、(以下缺く)

神位

續日本紀、延暦三年三月丁亥、叙從三位氣太神正三位、文德實錄、嘉祥三年六月戊申、能登國氣多大神授從二位、三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授能登國正二位勳一等氣多神從一位、

官幣 神寶

續日本紀、寶龜元年八月辛卯、遣神祇員外少史正七位上中臣葛野連飯麻呂、奉幣帛於能登國氣多神、三代實錄、貞觀元年七月十四日丁卯、遣使諸社、奉神寶幣帛、神祇大祐正六位上大中臣朝臣豐雄爲氣多社使、

封戸 位田

續日本紀、神護景雲二年十月甲子、充能登國氣多神封廿戸、田二町、〔文德實錄、仁壽三年八月癸酉、加正二位勳一等氣多大神封戸十畑、位田二町、〕

社職 把笏

類聚國史、延曆廿三年六月丙辰、制、中能登國氣多神社云々等宮司、人懷競望、各稱譜第、自今以後、神祇官檢舊記、常簡氏中堪事者擬補申官、〔續日本後紀、承和元年九月癸酉、坐能登國、正三位勳一等氣多大神宮禰宜祝二人、始令把笏、〕式三、〔臨時凡諸神宮司禰宜季祿者、中能登國氣多神宮司、准少初位官、以神封之。〕

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜御體御卜云々、坐能登國氣多神、また永曆四年六月十日、〔同上〕坐能登國氣多神、

神代神社

神代は加宇志呂と訓べし○祭神倉稻魂命〔神社〕○神代村に在す、〔同上例祭〕

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜御體御卜、〔中坐能登國神代神云々、以下前に〕

羽咋神社

羽咋は郡名に同じ、和名鈔、〔部名〕羽咋、波久○祭神石撞別命〔神社〕○羽咋村に在す、〔同上例祭〕月

日、○古事記、〔垂仁〕又娶大國之淵之女弟苅羽田刀辨、生御子石衝別王、羽咋君之祖、〔姓氏錄、右京、別下〕羽咋公、垂仁天皇皇子磐衝別命之後也、

瀬戸比古神社

瀬戸比古は假字也○祭神明か也、〔神社帳云、素部〕○直海村に在す、〔同上例祭〕

手速比咩神社

手速は天波夜と訓べし、比咩は假字也、○祭神明か也○東間村に在す、〔神社帳〕例祭

椎葉圓比咩神社

椎葉圓は志比波乃麻登と訓べし、比咩は假字也、○祭神明か也、〔神社帳云、久志伊奈太、文止與麻奴長比賣命、〕○在所分明ならず、〔柴垣村柴垣社、圓井村白山宮、共に比咩神社といふ、孰れ正しき歟、〕○古事記、〔開化〕美知能宇志王娶丹波之河上之摩須郎女、生子云々、次真砥野比賣命、

奈豆美比咩神社

奈豆美比咩は假字也○祭神明か也、〔神社帳云、〕○安津見村に在す、〔同上例祭〕

諸岡比古神社

諸岡は毛呂袁加と訓べし、比古は假字也、○祭神明か也○小室村に在す、〔神社帳〕例祭

百沼比古神社

百沼は毛々奴麻と訓べし、比古は假字也、○祭神明か也○百浦村に在す、〔神社帳〕例祭

久麻加夫都阿良加志比古神社

沼一本治に作る

久麻加夫都、枕詞阿良加志比古は假字也、和名鈔、部名荒木、阿良○祭神明か也○熊本庄宮前村に在す、帳今鹿島郡に屬す、例祭 月 日、○當國能登郡阿良加志比古神社もあり

藤津比古神社

藤津は不知都と訓べし、比古は假字也、○祭神明か也○藤瀬村に在す、帳例祭

大穴持像石神社

大穴持像石は、於保奈牟知加多伊志と訓べし、○祭神明か也○在所詳ならず

官社

三代實錄、貞觀二年六月九日戊子、能登國大穴持神像石神列於官社、能登郡十七座 並小

能登は國名に同じ、和名鈔、部名能登、式廿二、兵部能登、拾芥抄、部能登、府今鹿島郡と稱す、和名鈔、部名加島、加之○萬葉集十七卷に、能登郡從香島津發船、行於熊來村往時、作歌、香島欲里久麻吉乎左之豆許具布禰能云々、

能登比咩神社

能登は郡名に同じ、比咩は假字也、○祭神明か也○能登部下村に在す、帳例祭

藤原比古神社

藤原は布知波良と訓べし、比古は假字也、○祭神明か也、神社帳云、相殿天兒屋命○三階村に在す、今鎌足宮と稱す、帳例祭 月 日、

菅忍比咩神社

連胤按るに、今鎌足宮と稱ふをおもへば、大織冠藤原鎌足公の社なるべし、菅忍は須賀於志と訓べし、比咩は假字也、○祭神明か也○在所分明ならず、笠師村日面明神、また神社といふ、孰れ正しき歟、

加夫刀比古神社

加夫刀比古は假字也○祭神明か也○甲村に在す、今鳳至郡に屬す、帳例祭

天日陰比咩神社

天日陰は阿女乃比加藝と訓べし、比咩は假字也、○祭神明か也○二宮村に在す、今二宮明神と稱す、帳例祭 月 日、

鳥屋比古神社

鳥屋は登利也と訓べし、比古は假字也、○祭神明か也○羽坂村に在す、帳例祭

荒石比古神社

荒石は阿良伊會と讀り、比古は假字也、○祭神明か也○豊田町村に在す、帳例祭

久氏比古神社

久氏比古は假字也○祭神明か也○久江村に在す、帳例祭 ○古事記、神代大穴牟遲與少名毘古那二柱神、相並作堅此國、然後者、度于常世國也、故顯白其少名毘古那神、所謂久延毘古者、於今者山田之曾富勝者也、下畧

久氏疑らく
は久延の誤

古事記傳^{十二ノ}に、久氏比古は久延毘古の誤にはあらざるか、宗祇回國雜記と云物に、能登國に至り侍て云々、くゑのやつと云所にてよめる、心からうきすまひにもなれぬらむやちたひ何をくゑの里人、とあるを見れば、いよく久氏は久延の誤かとおぼゆ、たとひ氏にても延と同韻なりと云へり、選胤按るに、いかにも久氏は久延の誤りなるべし、既に在所を今も江村といひ、國內大穴持宿奈彦等像石神社も坐せば、由縁ありげに思はれたり、

能登生國玉比古神社

能登は郡名に同じ、生國玉は伊久久爾多麻と訓べし、今能登生と生字を上につけて、トナリとよむは然るべからず、比古は假字也、○祭神生國神、足國神歟、神社帳云、妻義鳴尊、大己貴命、奇稻田姫命、○所口村に在す、氣多本宮と稱す、神社例祭

類社

攝津國東生郡難波坐生國魂神社の條見合すべし

白比古神社

白は志良と訓べし、比古は假字也、○祭神明か也○白濱村に在す、神社例祭

雜事

伊須流支比古神社

朝野群載云、康和五年六月十日、卜部宿禰兼良、奏龜卜御體御卜云々、能登國白比古神云々、伊須流支比古は假字也○祭神明か也、社帳云、大宮伊非諾、相殿伊非冊、日宮大己貴命、○石動山に在す、神社例祭

雜事

朝野群載云、永曆四年六月十日、卜部宿禰兼宗、奏龜卜御體御卜云々、能登國伊須流支比古神云々、

餘喜比古神社

餘喜比古は假字也、和名鈔、部名與木、與岐○祭神明か也○能登上村 在す、神社例祭

阿良加志比古神社

阿良加志比古は假字也○祭神明か也○大吞六合之内山崎村に在す、神社例祭 月 日、○當國羽咋郡久麻加夫都阿良加志比古神社もあり

久志伊奈太伎比咩神社

久志伊奈太伎比咩は假字也○祭神明か也○在所詳ならず

伊夜比咩神社

伊夜比咩は假字也○祭神明か也○向田村に在す、今神明と稱す、神社例祭

御門主比古神社

御門は美加登と訓べし、比古は假字也、○祭神明か也、神社帳云、豐石窓、○在所分明ならず、神社帳

宿那彦神像石神社

宿那彦は須久奈比古と訓べし、像石は前に同じ、○祭神明か也○金丸村に在す、神社例祭

官社

三代實錄、貞觀二年六月九日戊子、能登國宿那彥神像石神列於官社、

鳳至郡九座 並小、

鳳至は不希志と訓べし、和名鈔、郡名鳳至、假字上式廿二、上民部拾芥抄、國郡鳳至、○萬葉集十七卷に、天平廿年鳳至郡渡饒石河之時、作歌云々、

鳳至比古神社

鳳至は郡名に同じ、比古は假字也、○祭神明か也、○輪島河井村に在す、今重藏神社と稱す、例祭 月 日、或云、村住吉明神、此假信用がたし、

考證云、養和元年長谷部信連寄附銅瓶銘云、奉獻十藏權現御寶前、緣在輪島、而爲地主神、世人摘輪島與地主之字、習合十輪地藏稱十藏、永仁四年棟札已下改十作重、然而察此名之所據、則爲一郡地主鳳至比古神社也、自明矣、文明八年重藏社記曰、氣多分身、鳳至一郡總社也、

石瀨比古神社

石瀨は伊波世と訓べし、比古は假字也、○祭神明か也、神社帳云、○道下村に在す、神社帳例祭

神杉伊豆牟比咩神社

神杉枕詞は加武須岐乃と訓べし、伊豆牟比咩は假字也、○祭神明か也、神社帳云、大己貴命三穗津姫命、○中居村に在す、今六所明神と稱す、例祭

石倉比古神社

石倉は伊波久良と訓べし、比古は假字也、○祭神明か也、神社帳云、天、○時國村に在す、例祭

類社

大和國高市郡巨勢山坐石椋孫神社の條見合すべし

美麻奈比古神社

美麻奈比咩神社

美麻奈比古比咩は假字也、○祭神明か也、今和殿に、○穴水川島村に在す、神社帳例祭 月 日、○姓氏錄、未定種、三間名公、彌麻奈國主牟留知王之後者不見、初御間城入彦五十瓊殖天皇諡御世、額有角人乘船泊于越國筭飯浦、遣人問曰何國人也、對曰意富加羅國王子名都努我阿羅斯等、亦阿利此智于岐、傳聞日本國有聖皇歸化、到于穴門、有人名伊都々比古、謂臣曰、吾是國王也、除吾復無二王、勿往他處、臣察其爲人知非王也、即更還、不知道路、留連島浦、北廻經出雲國、至此國也、是時會天皇崩、便留仕活目入彦五十狹茅天皇、諡詔曰、汝速來者得仕先皇、是以改汝本國名、追負御間城皇號、曰彌麻奈、因給絹即還本郷、是改國號之緣也、

神目伊豆伎比古神社

神目枕詞は加武乃女乃と訓べし、伊豆伎比古は假字也、○祭神明か也、神社帳云、迦爾米雷王、○在所分明ならず、神社帳云、沖波村、また、諸橋村、孰れ正しき歟、

奥津比咩神社

奥津は於岐都と訓べし、比咩は假字也、○祭神明か也、神社帳云、田心姫命、湍姫命、市杵島姫命、○中居南村に在す、
上例祭

邊津比咩神社

邊津比咩は假字也、○祭神明か也、神社帳云、○穴水大町村に在す、
神位 上例祭

文化四年十二月八日、被_レ奉_レ授_二正一位位記、

珠洲郡三座 並小

珠洲は須々と訓べし、和名鈔、郡名珠洲、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡珠洲、

須須神社

須々は假字也、○祭神瓊々杵尊稱_二高座宮、木花開耶姬命稱_二金分宮、神社帳云、○三崎に在す、
祭 上例

古麻志比古神社

古麻志比古は假字也、○祭神明か也、神社帳云、日子坐玉、○經念村に在す、例祭

加志波良比古神社

加志波良比古は假字也、○祭神明か也、神社帳云、加志穗古命、○廣國村に在す、
上例祭

萬葉集十七卷に天平廿一年從_二珠洲郡發_一郡中略作歌云々
同十八卷具云々
歐に珠洲乃安麻能於伊和多利氏云々

○附錄

式外神

高倉彦神社

祭神明か也、○

神位

三代實錄、貞觀十五年八月四日丙申、能登國從五位下高倉彦神授_二從五位上、

神社殿録第卅九之卷目錄

○越中國

越中國三十四座大一座小三十三座

礪波郡七座並小

高瀬神社

林神社

比賣神社

淺井神社

射水郡十三座大一座小十二座

射水神社名神大

物部神社

久目神社

速川神社

磯部神社

草岡神社

婦負郡七座並小

姉倉比賣神社

長岡神社

荆波神社

雄神社

道神社

加久彌神社二座

布勢神社

櫛神社

箭代神社

氣多神社

速星神社

多久禮志神社

杉原神社

白鳥神社

熊野神社

鷺坂神社

新川郡七座並小

神度神社

樺原神社

日置神社

雄山神社

建石勝神社

八心大市比古神社

布勢神社

神社殿録第三十九之卷

北陸道五

○越中國

越中國三十四座 大一座小三十三座

中臣朝臣連胤謹撰

拾芥抄印
本中越中
國中とあ
れと上の
中は上の
りなる事
ひなる事
問なける
改むれば

越中は古之乃三知乃奈加と訓べし、和名鈔、國名越中、假字上の國府在射水郡、式廿二、民部越中國、上、爲中國、同廿四、上計行程上十八日、下九日、海路二十七日、和名鈔上の和名鈔、國郡越中國、中、○日本紀畧、延曆廿三年六月癸丑、定越中國爲上國、○公式令曰、北陸道神濟、義解云、謂越中與越後界河也、

礪波郡七座 並小

礪波は止奈美と訓べし、和名鈔、郡名礪波、假字上の式廿二、民部拾芥抄、國郡礪波、○古事記、孝靈日子刺肩別命者、高志之利波臣之祖也、○萬葉集十七卷に、礪波郡雄神河邊作歌云々、
高瀨神社

高瀨は多加世と訓べし○祭神天活玉命、大己貴命、五十猛命、神社高瀨村に在す、同例祭

河内國茨田郡高瀨神社の下見合すべし
神位

續日本紀、寶龜十一年十二月甲辰、越中國礪波郡高瀨神社從五位下、日本紀畧、延曆十四年

八月壬午、越中國高瀨神社從五位上、續日本後紀、承和七年九月辛丑、奉授越中國礪波郡從四位下高瀨神社從四位上、文德實錄、齊衡元年三月辛卯、越中國高瀨神社從三位、三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授越中國從三位高瀨神社正三位、

社職 把笏

文德實錄、齊衡元年十二月戊寅、越中國高瀨二上神等禰宜祝、並預把笏、

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、卜部宿禰兼良、奏龜卜御體御卜云々、越中國高瀨神云々、

長岡神社

長岡は奈加乎加と訓べし、和名鈔、郡名長岡、假字上の○祭神背不合尊、神社七社村に在す、同例祭

類社

越前國丹生郡長岡神社

林神社

林は波也之と訓べし、和名鈔、郡名拜師、假字上の○祭神林氏祖歟、神社帳云、國狹狹、豐原、泥土、云、林宿禰の祖、比保古云、林宿禰の祖、執り正しき、○賴盛村に在す、例祭

姓氏錄、左京別上、林朝臣、石川朝臣同祖、武內宿禰之後也、河内國同、林朝臣、道守朝臣同祖、武內宿禰之後也、河内國同、林宿禰、大伴宿禰同祖、室屋大連公男御物宿禰之後也、同、左京同、林

八月壬午、二上神叙_二從五位上、續日本後紀、承和七年九月辛丑、奉_レ授_二越中國射水郡二上神
從四位上、文德實錄、齊衡元年二月辛卯、越中國二上神加_二從三位、三代實錄、貞觀元年正月廿
七日甲申、奉_レ授_二從三位二上神正三位、

社職 把笏

文德實錄、齊衡元年十二月戊寅、越中國高潮神、二上神等禰宜祝、並預_二把笏、

道神社

道は美知と訓べし○祭神彦屋主田心命神社○作道村に在す、同例祭 月 日、○姓氏錄、右京皇
道公、大彥命孫彦屋主田心命之後也、

類社

加賀國石川郡味知神社

物部神社

物部は毛乃々倍と訓べし○祭神宇麻志麻治命西○在所詳ならず

類社

伊勢國飯高郡物部神社の條見合す、べし、

加久彌神社二座

加久彌は假字也○祭神國常立尊、保食神、天照大神、三毛入野命、神社○高岡に在す、今下關村
に遷す、同例祭 月 日、

久目神社

久目は假字也○祭神在所詳ならず

類社

出雲國意宇郡久米神社

布勢神社

布勢は假字也、和名鈔、地名布西、○祭神大彥命神社○布施村に在す、同例祭 月 日、○姓氏
錄、左京皇布勢朝臣、阿部朝臣同祖、孝元天皇皇子大彥命之後也、○萬葉集十七に、遊_二覽布勢
水海_一賦、北海者、在射云々、○當國新川郡布勢神社もあり

類社

出雲國出雲郡、備前國赤坂郡、讃岐國寒川郡 布勢神社、各一信濃國更級郡布制神社、

速川神社

速川は波夜加波と訓べし○祭神速秋津彥命神社○早借町に在す、同例祭

類社

因幡國氣多郡利川神社

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、卜部宿禰兼良、奏龜卜御體御卜云々、坐_二越中國_一速川神云
々、

印本田の字
を脱す今三
代實録と和名
ふに據て補

櫛田神社

櫛田は久之多と訓べし、和名鈔、櫛田、假字上の加し○祭神素盞鳴尊、奇稻田姬命、神社○櫛田村に在す、上例祭 月 日、

類社

伊勢國多氣郡櫛田神社の條見合すべし

神位

三代實録、貞觀十八年七月十一日丙戌、授越中國櫛田神從五位下、

磯部神社

磯部は伊曾倍と訓べし○祭神櫛日方命、大山咋命、大己貴命、神社○磯部村に在す、上例祭

類社

伊勢國朝明郡石部神社の條見合すべし

越後國頸城郡水島磯部神社

箭代神社

箭代は夜志呂と訓べし○祭神葛城襲津彦命、神社○北八代村に在す、上例祭

草岡神社

草岡は久佐袁加と訓べし○祭神在所等詳ならず

氣多神社

氣多は假字也○祭神天活玉命、頭注○神社帳○一宮村に在す、上例祭 月 日、○當國一宮也、記

類社

能登國能登郡氣多神社の條見合すべし

官幣

頭注云、延喜八年八月十六日乙卯、以越中氣多大神、預官幣、

雜事

朝野群載云、永曆四年六月十日、卜部兼宗、奏龜卜御體御卜云々、坐越中國氣多神云々、

婦負郡七座

並小

婦負は禰比と訓べし、和名鈔、郡名婦負、假字上の如し式廿二、民部拾芥抄、郡婦負、○萬葉集十七卷に、天平廿年、婦負郡見潛鷗人、作歌一首、賣比河波能、云々、今按るに、此歌によれば、賣比と稱るにや、また歌は詠れるにや、

姉倉比賣神社

姉倉は阿禰久良と訓べし、比賣は假字也、○祭神明か也○舟倉村に在す、今新川郡に屬す、上例祭

例祭

速星神社

速星は波夜保志と訓べし○祭神在所等詳ならず

白鳥神社

白鳥は志良登利と訓べし○祭神日本武尊、考證、比○寺町村に在す證例祭 月 日 ○日本紀、仲哀天皇元年十一月乙酉朔、詔群臣曰、朕未、逮于弱冠、而父王既崩之、乃神靈化、白鳥上天、仰望之情、一日勿息、下略閏十一月乙卯朔戊午、越國貢、白鳥四隻、

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、卜部宿禰兼良、奏龜卜御體御卜云々、坐越中國、白鳥神云々、また永曆四年六月十日奏、同上坐越中國、白鳥神云々、

多久比禮志神社

多久比禮志は假字也○祭神在所等詳ならず

熊野神社

熊野は久麻乃と訓べし○祭神在所等詳ならず高岡に在す、今關野社歟、

類社

近江國高島郡熊野神社の條見合すべし

杉原神社

杉原は須岐波良と訓べし○祭神大己貴命神社○田屋村に在す、同例祭

鵜坂神社

鵜坂は宇佐加と訓べし○祭神詳ならず○鵜坂村に在す證考○萬葉集十七卷に、婦負郡渡、鵜坂河、時、作歌一首、宇佐可河泊和多流瀨於美、云々、

印本比の字
を脱す今古
本に據て補

神位

續日本後紀、承和十二年九月乙巳朔、奉授越中國婦負郡從五位下鵜坂神從五位上、三代實錄、貞觀二年五月廿九日戊寅、進越中國鵜坂神階、加從四位下、同四年十月九日甲辰、越中國從四位下鵜坂神授從四位上、同九年二月廿七日丁酉、授越中國從四位上鵜坂神從二位、

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜御體御卜、中略坐越中國、鵜坂神云々、また永曆四年六月十日、奏龜卜御體御卜、中略坐越中國、鵜坂神云々、

新川郡七座 並小

新川は邇布加波と訓べし、和名鈔、郡名新川、假字上の如し式廿二、長部拾芥抄、國郡新川、○萬葉集十七卷に、天平二十年、新河郡渡、延槻河、時、作歌云々、

神度神社

神度は加牟登と訓べし○祭神神度劍歟神社、國常立尊、○森尻村に在す、同例祭 月 日、○日本紀、代神下、卷拔其帶劍大葉刈、亦名神以祈、神代不喪屋、古事記阿遲志貴高日子根神大怒曰、我者愛友故弔來耳、何吾比、穢死人云而、中拔所御佩之十掬劍、切伏其喪屋、謂神度劍、謂神度劍、

建石勝神社

建石勝は多氣伊波加都と訓べし○祭神武甕槌命神社○吉島村に在す、同例祭

○神社要録

櫛原神社

櫛原は伊知比波良と訓べし○祭神市大稻日命、素盞鳴尊、倭得玉彦命、神也○河南莊滑川に在す、上例祭 月 日、

八心大市比古神社

八心枕詞也は夜都古々呂、大市は於保伊知と訓べし、比古は假字也、○祭神大山祇命、大市姫神、神也○三日市村に在す、上例祭

日置神社

日置は比於岐と讀り○祭神詳ならず○日置村に在す、考例祭

類社

尾張國愛智郡日置神社の條見合すべし

神位

續日本後紀、承和十二年九月乙巳朔、奉授越中國新川郡無位日置神從五位下、三代實錄、貞觀二年五月廿九日戊寅、越中國從五位下日置神授從五位上、同九年二月廿七日丁酉、授從四位下日置神從四位上、

布勢神社

布勢は假字也○祭神布勢朝臣祖歟、神也○布施爪村に在す、上例祭 月 日、○當國射水郡布勢神社もあり

類社

同上

雄山神社

社僧岩崎寺

雄山は袁夜麻と讀り○祭神

○立山に在す土人○萬葉集十七卷に、立山賦、此山者在立山

麻射可流比奈爾名可加須、古思能奈可久奴知許登其等、夜麻波之母之自爾安禮登毛、加波波之母佐波爾由氣等毛、須賣加未能宇之波伎伊麻須、爾比可波能曾能多知夜麻爾、云々、

連胤 按るに、當社は立山の雄山に坐すが故に雄山神と稱し、にて、所謂立山は高山と聞ゆれば、雌山神も坐すべけれど、其比咩神は祈年祭に預り給はねば、立山神社とは申さぬなるべし、常陸國筑波山神社二座とありて、今も男體宮女體宮として兩所に坐して、二上山ともいひ來り、其男體は案上、女神は案下の幣に預り給へば、筑波山神社二座にて明か也、爰の女神も案下の幣にだに預り給ふならば、立山神社といふべきを、然あらぬから雄山神社と載せたるなるべし、

神位

三代實錄、貞觀五年九月廿五日甲寅、授越中國正五位下雄山神正五位上、

○附録

式外神

御田神社

祭神菊理姫命、伊弉諾尊、伊弉册尊、神社 ○射水郡佛生寺村に在す、同上

神位

三代實錄、貞觀九年十月五日庚午、授_二越中國從五位下御田神從五位上、元慶三年二月八日戊辰、授_二越中國從五位上御田神正五位下、

鵜坂姉比咩神社

鵜坂妻比咩神社

祭神共に明か也○在所詳ならず

神位

三代實錄、貞觀五年八月十五日乙亥、越中國正六位上鵜坂姉比咩神、鵜坂妻比咩神、並授_二從五位下、

楯杵神社

祭神經津主命、武甕槌命、神社 ○射水郡白川村に在す、同上

神位

三代實錄、貞觀六年三月廿三日己酉、授_二越中國正六位上楯杵神從五位下、同十三年十一月十日壬午、授_二越中國從五位下楯杵神從五位上、元慶六年十月九日戊申、授_二越中國從五位上楯杵神正五位上、

新川神社

祭神大己貴命、大新河命、面足尊、惶根尊、神社 ○新川郡町新莊村に在す、同上

神位

三代實錄、貞觀九年二月廿七日丁酉、授_二正五位上新川神從四位下、同十八年七月十一日丙戌、授_二越中國從四位下新川神從四位上、

賀積神社

祭神在所等詳ならず

神位

三代實錄、貞觀十五年十二月十五日丙午、授_二越中國賀積神從五位下、

手向神社

祭神一云三女神、一云熊野三座、神社 ○在所分明ならず、神社 射水郡氷見御座村市姫宮、同上 大田郡柳田村熊野宮、孰れ正しき歟、

神位

三代實錄、元慶二年五月八日癸卯、授_二越中國正六位上手向神從五位下、

石武雄神社

祭神在所等詳ならず

神位

三代實錄、元慶三年十月廿九日乙酉、授_二越中國正六位上石武雄神從五位下、

新治神社

祭神八幡三座神社 ○新川郡生地村に在す、同上

神位

三代實錄、元慶七年十二月廿八日庚申、越中國正六位上
新治神授從五位下、

日宮神社

祭神天照大神神社 ○射水郡氷見北町に在す

神位

文化三年六月十一日、被奉授正一位位記、

神社要録第四十之卷目錄

○越後國

越後國五十六座大一座小五十五座

頸城郡十三座並小

奴奈川神社

阿比多神社

佐多神社

水島磯部神社

五十君神社

青海神社

斐太神社

古志郡六座並小

三宅神社二座

都野神社

宇奈具志神社

三島郡六座

御島石部神社

大神神社

居多神社

物部神社

菅原神社

江野神社

圓田神社

桐原石部神社

小丹生神社

物部神社

鷺川神社	多岐神社
三島神社	石井神社
魚沼郡五座並小	
魚沼神社	大前神社
坂本神社	伊米神社
川合神社	
蒲原郡十三座 <small>大一座 十二座小</small>	宇都良波志神社
青海神社二座	槻田神社
伊久禮神社	伊加良志神社
小布勢神社	長瀬神社
伊夜比古神社 <small>名神大</small>	且飯野神社
中山神社	土生田神社
船江神社	
沼垂郡五座並小	市川神社
大形神社	美久理神社
石井神社	
川合神社	

磐船郡八座並小
 石船神社
 西奈彌神社
 多伎神社
 桃川神社

蒲原神社
 荒川神社
 漆山神社
 湊神社

神社殿録第四十之卷

北陸道六

○越後國

中臣朝臣連胤謹撰

越後國五十六座 大一座小五十五座

越後は古之乃美知乃之利と訓べし、和名鈔、國郡越後、假字上國府在頸城郡、式廿二、兵部越後國、上、爲遠國、同廿四、主計行程上三十四日、下十七日、海路三十六日、拾芥抄、國郡越後、上、

○續日本紀、大寶二年三月甲申、分越中國四郡屬越後國、

頸城郡十三座 並小

頸城は久比岐と訓べし、和名鈔、郡名頸城、假字上式廿二、兵部拾芥抄、國郡頸城、○舊事紀、國造久比岐國造、瑞籬朝御代、大和直同祖御戈命定賜國造、

奴奈川神社

奴奈川は奴奈加波と訓べし、和名鈔、郡名沼川、假字上○祭神奴奈川彥命、奴奈川姬命、黑姬命三座、號柳形神、北越風土記、沼川庄一宮村に在す、式内案内、○節解云、在志志、考證云、西渡宮海村奴奈川上有社此乎と云り、今案内に従ふ、○古事記、神代八千矛神將、婚高志國之沼河比賣、幸行之時、到其沼河比賣之家、歌曰、夜知富許能、迦微能美許登波、夜斯麻久爾、都麻々岐加泥豆登々富々斯、故志能久邇々佐加志賣遠、阿理登岐加志豆久波志賣遠、阿理登伎許志豆佐用婆比爾、阿理多々斯用婆比邇阿理加用婆勢、多知

印本和名鈔
ある奴乃波と
奴奈の誤り
なる事明かり
なる事明かり
と例は改む
備後國沼限
と同例也

印本一の神
の字を脱す
古本に據り
補ふ

賀遠母伊麻陀登加受豆、淤瀆比遠母伊麻陀登加泥婆、遠登賣能那須夜伊多斗遠於曾夫良比、和何多々勢禮婆比許豆良比、和何多々勢禮婆阿遠夜麻邇奴延波那伎、佐怒都登理岐茲斯波登與牟、爾波都登理迦那波那久、宇禮多久母那久那留登理加、許能登理母宇知夜米許世泥、伊斯多布夜阿麻波勢豆加比、許登能加多理其登母許遠婆、爾其沼河日賣未、開戶、自内歌曰、夜知富許能迦微能美許等、怒延久佐能賣邇志阿禮婆、和何許々呂宇良瀆能登理叙、伊麻許曾婆知杼理邇阿良米、能知波那杼理爾阿良牟遠、伊能知波那志勢多麻比曾、伊斯多布夜阿麻波世豆迦比、許登能加多理其登母許遠婆、阿遠夜麻邇比賀迦久良婆、奴婆多麻能用波伊傳那牟、阿佐比能惠美佐迦延岐豆、多久豆怒能斯路岐多陀牟岐、阿和由岐能和加夜流牟泥遠曾陀多岐、多々岐麻那賀理、麻多麻傳多麻傳佐斯麻岐、毛毛那賀爾伊波那佐牟遠、阿夜爾那古斐岐許志、夜知富許能迦微能美許登、許登能迦多理其登母許遠婆、故其夜者不、合而明日夜爲御合也云々、

大神神社

大神は於保牟和と訓べし○祭神大己貴命、少彥名命、號平岡神社、風土記 ○今井谷森本村に在す、今追野神社と稱す、案内、節解云、在大野原、考證云、在三島大三輪村、今案内に従ふ、

類社

大和國城上郡大神大物主神社の條見合すべし

神位

類社の條缺

類社

菅原神社

菅原は須賀波良と訓べし○祭神天穗日命風土記○武士郷菅原村、今菅原天神と稱す、同上、○
姓氏錄、右京神菅原朝臣、土師朝臣同祖、乾飯根命七世孫大保度連之後也、また土師宿禰、天穗
日命十二世孫可美乾飯根命之後也、

類社

大和國添下郡菅原神社

五十君神社

五十君は以木美と訓べし、和名鈔、郡名五公、假字上の如し○祭神詳ならず、節解云、五十猛命、即木種明神、案
印岐美連○里五十公郷山田村に在す、内案○日本紀、欽明天皇五年條、六月逃去、於印支彌後、○
舊事紀、天孫宇麻志麻治命八世孫物部印岐美連公、

江野神社

江野は假字也○祭神屋主忍男武雄心命、影姬命、武内宿禰、風土記○高田直江町に在す、今八
幡宮と稱す、案内○節解云、在江崎郷名立江、

雜事

朝野群載云、永曆四年六月十日、奏繼下御體御卜、中略坐越後國江野神云々、以下前に

青海神社

青海は安乎美と訓べし○祭神椎根津彥命、風土記○青海驛に在す、案内○考證云、今在青海柳村池上、案
アリ、俗ニ高年堂ト云フ、里民星月宮ト云○當國蒲原郡にも青海神社あり

類社

若狹國大飯郡青海神社

圓田神社

圓田は麻呂多と訓べし○祭神日臣命、風土記○名立谷丸田村に在す、案例祭

類社

丹後國熊野郡丸田神社

斐太神社

斐太は假字也○祭神荒人命、風土記○宮内村に在す、案内○考證云、在上斐太村、案内にも今宮内村にあり、
○姓氏錄、右京皇巨勢槭田朝臣、雄柄宿禰四世孫稻茂臣之後也、男荒人天豐財重日足姬天皇、皇
極御世道、別上佃葛、皇長田、其地野上漑水難、至、荒人能解、機術、始造、長槭、川水漑、田、天皇大
悅賜、槭田臣姓也、また巨勢斐太臣、巨勢槭田同氏、巨勢雄柄四世孫稻茂男荒人之後也、

類社

尾張國春日部郡比多神社

古志郡六座

古志は假字也、和名鈔、郡名式廿二、兵部拾芥抄、國郡古志、○舊事紀、國造高志國造、志賀高穴穗

並小

朝御世、阿閉臣祖屋主男心命三世孫市入命定賜國造、右京神、別上姓氏錄、高志連、高魂命九世孫日臣命之後也、大和國、神別高志連、天押日命十一世孫大伴室屋大連公之後也、和泉國、古志連、文宿禰同祖、王仁之後也、

三宅神社二座

三宅は美夜氣と訓べし○祭神波多武日子命風土記○妙見村に在す、今宇都宮大明神と稱す、案内○節解云、在三宅里、越後名寄云、三宅村信濃川之岸、古城山麓也、社頭遺蹟シ、今大磯ノミ残レリ、案内にも、妙見大明神社地礎ノミナリといヘリ、今按るに、舊社遺蹟の後、宇都宮社、相殿に祭れるにもやあらん、又案内には、六日市村にも宇都宮明神、三宅神社といヘリ、○姓氏錄、攝津國三宅人、大彥命男波多武日子命之後也、いふもありと云ヘリ、皇別

類社

伊勢國鈴鹿郡三宅神社

雜事

朝野群載云、永曆四年六月十日、奏龜卜御體御卜、中坐越後國三宅神、云々、以下前、に同ト

桐原石部神社

桐原石部は岐利波良乃伊曾部と訓べし○祭神久斯比賀多命風土記○西越庄上桐村に在す、今三島郡に屬す、名寄、案内、例祭月日、○當國頸城郡水島磯部神社、三島郡御島石部神社もあり、

類社

伊勢國朝明郡石部神社

都野神社

都野は假字也○祭神紀角宿禰風土記○月岡村に在す、今蒲原郡に屬す、案内○姓氏錄、河内國紀祝、建内宿禰男紀角宿禰之後也、

類社

近江國高島郡津野神社の條見合すべし

小丹生神社

小丹生は乎爾布と訓べし○祭神天神地祇、風土記節解、今按るに、遺教同訓、○在所詳ならず、節解云、案内云、思接スルニ、三島郡四、越庄島崎村出田大明神ナラン、

宇奈具志神社

宇奈具志は假字也○祭神宇奈具志彥命、宇奈具志姫命、風土記○在所詳ならず、節解云、在、夜麻郷、

三島郡六座

並小
三島は美之末と訓べし、和名鈔、郡名三島、假字式廿二、民部拾芥抄、國郡三島、

御島石部神社

御島石部は美之末乃伊曾倍と訓べし○祭神久斯比賀多命風土記○八石山麓北條村に在す、今鹿島明神と稱す、名寄、案内、○當國頸城郡水島磯部神社、古志郡桐原石部神社もあり、

類社

物部神社

物部は毛乃々倍と訓べし○祭神二田天物部命風土記○二田村に在す、今二田明神と稱す、節解、名寄、

類社の條欠

案、○舊事紀、天神五部造爲二伴領、率二天物部、天降供奉、二田造、略、天物部等二十五部人、同帶二兵仗、天降供奉、二田物部云々、

類社

伊勢國飯高郡物部神社の條見合すべし

社領

當代御朱印高五十石

鵜川神社

鵜川は宇加波と訓べし○祭神己西男柄宿禰、謂二鵜甘許明神、風土記、○在所分明ならず、節解云、邊一名寄云、在二意登島、案内云、在二里、○姓氏錄、未定姓、和泉國、鵜甘部首、武内宿禰男己西男柄宿禰之後也、

多岐神社

多岐は假字也、和名鈔、部、多岐、○祭神大國主命八世孫苗田々比古命、謂二高家明神、風土記、○別山村に在す、案内○節解云、○當國磐船郡多岐神社もあり

類社

美濃國多藝郡多伎神社の條見合すべし

三島神社

三島は郡名に同じ、和名鈔、部、三島、美之、○祭神天神玉命、風土記、節解所引用一説、又云、大山、○劔野村に在す、名寄案内、○節解、○舊事紀、天神、天降、天神玉命、三島縣主等祖、姓氏錄、右京神、三島宿禰、神魂

印本多々に
作る今諸本
に據て改む

印本和名と
伊乎乃と
るは誤りな
る事明かり
れる今末の
字を加ふの

命十六世孫建日穗命之後、

類社

近江國高島郡箕島神社

社領

高三十石領主寄附

石井神社

石井は伊波爲と訓べし○祭神石井彦命、石井姫命、風土記、○石地驛に在す、案内、○當國沼垂郡石井神社もあり

類社

山城國乙訓郡石井神社の條見合すべし

魚沼郡五座 並小

魚沼は伊乎乃末と訓べし、和名鈔、部、魚沼、假字上、民部、拾芥抄、國郡、魚沼、

魚沼神社

魚沼は郡名に同じ○祭神魚沼姫命、風土記、○大倉村に在す、今八海山大明神と稱す、案内○節解云、寄云、在二上川村、今案内に従ふ、

大前神社

大前は於保佐岐と訓べし○祭神津速魂命三世孫大田諸命、風土記、○大崎村に在す、案内、

類社

近江國高島郡大前神社の條見合すべし

坂本神社

坂本は佐加毛登と訓べし○祭神武内宿禰風土記○坂戸山麓に在す、今山王權現と稱す、案内○坂本里一稱三坂權現

類社

近江國高島郡坂本神社の條見合すべし

連風云、當郡大前神社坂本神社と引續に載せ、近江國高島郡も亦同じきは由縁あるべし、猶考ふべし、

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜御體御卜、中略坐越後國坂本神云々、以下前

伊米神社

伊米は假字也○祭神天照大神、謂佐奈志明神風土記○虫野村に在す、今諏方明神と稱す、案内○節解云、在佐奈志川上、名寄云、在二之宮村、又案内に四日町にも伊米神社ナリトイフ社あり、

川合神社

川合は加波比と訓べし○祭神多奇波世命風土記○川口村に在す、節解、今障泥大明神と稱す、案内○姓氏錄、左京島川合公、上毛野同氏、多奇波世君之後也、○當國沼垂郡川合神社もあり

類社

信濃國安曇郡川會神社

蒲原郡十三座 大一座小十二座

蒲原は加無波良と訓べし、和名鈔、郡名蒲原、假字上、民部拾芥抄、國郡蒲原、

青海神社二座

青海は安乎美と訓べし、和名鈔、郡名青海、假字上、節解○感記云、上社珍彦下社椎根津彦、○青海庄賀茂町に在す、今山王權現と稱す、案内○當國頸城郡青海神社もあり

類社

若狹國大飯郡青海神社

宇都長波志神社

宇都長波志は假字也○祭神伊弉諾尊、伊弉册尊、風土記○瀧谷村に在す、今白山權現と稱す、案内○節解云、在三鶴橋里

伊久禮神社

伊久禮は假字也、和名鈔、郡名勇禮、以久○祭神大己貴命風土記○井栗村に在す、今八幡宮と稱す、案内○節解云、在勇禮郷、

槻田神社

槻田は都岐多と訓べし○祭神天槻田命風土記○大槻庄三條驛に在す、今裏八幡宮と稱す、案内

○節解云、
在三個村、

小布勢神社

小布勢は假字也、和名鈔、細名小伏、○祭神大彥命風土記○布勢村に在す、今八幡宮と稱す、案内

伊加良志神社

伊加良志は假字也○祭神級長戸邊命、級長津彥命、風土記節解○考證云、五日帶日子王、今從はず、○飯田村に在す、今若一王子と稱す、案内○節解云、
在五十嵐郷、

案内云、飯田村往古五十嵐村ト云フ、打續キ惡作百姓逃散ス、領主アハレミテ貢納テユル
シ呼返シ、村名ヲ改メタリト云リ、

伊夜比古神社 名神大

伊夜比古は字假也○祭神天香久山命注○櫻井郷彌彥驛に在す、案内、○當國一宮也一宮○式三、臨時名神祭二百八十五座、略越後國伊夜比古神社一座、○萬葉集十六卷に、越中國歌、伊夜彦於能禮神佐備青雲乃田名引日良雲會保零、また伊夜彦乃神乃布本今日良毛加鹿乃伏賀武皮服着而角附奈我良、名寄云、此二首神事、時、神歌トテ唱フ、○社記云、孝安天皇元年二月二日崩志玉布、陵神劔峯南加止爾在、六世孫建諸隅命、磯城瑞籬宮御宇大御代、大臣成時、祖神乃功奏、爰天皇勅請櫻井郷宮柱云々、社司云、上古紀伊國新宮神倉大明神、此國へ臨幸也、伊夜比古大明神ノ御前名也、
神位 名神
續日本後紀、天長十年七月丙戌朔戊子、越後國蒲原郡伊夜比古神預ニ之名神、以テ彼郡毎ニ有

明治四年五月十四日
於國幣
中列於
越後國
新宮郡
蒲原郡
伊夜比
古神社
祭日
五月十日

早疫ニ致シ雨救病也、承和九年十月壬戌、奉授越後國無位伊夜比古神從五位下、三代實錄、
貞觀三年八月三日甲辰、越後國從五位上彌彥神授從四位下、

社領

當代御朱印高五百石

雜事

朝野群載云、永曆四年六月十日、奏龜卜御體御卜、中坐越後國伊夜比古神云々、以下前

長瀬神社

長瀬は奈賀勢と訓へし○祭神速秋津比賣命、稱谷津宮風土記○矢津村に在す、今正八幡宮と稱す、案内○節解云、
在三大河部、

類社

伊勢國鈴鹿郡長瀬神社

中山神社

中山は奈加夜麻と訓へし○祭神金山彥命、金山姬命、風土記○橋田村に在す、今山王權現と稱す、案内

類社

美濃國賀茂郡中山神社

日飯野神社

且飯野は阿佐伊比乃と讀り○祭神保食神風土記○宮下村に在す、今山裏八幡宮と稱す、案内
船江神社

船江は布奈衣と訓べし○祭神猿田彦大神風土記○新潟古町に在す、今神明宮と稱す、案内

案内云、往古ハ善道寺ノワタリニテ、田地民家アリ、客船出入ス、寛永八年ノ比トカヤ、今新

潟ノ地ハ葦野ナリシヲ開發シ、地所成就ノ後民家ヲタツ、寂初民家ヲタツル處古町ト云、

汰江村ノ百姓大半引越ス、仍テ産神ヲモ遷シ、神明宮ト崇メ奉ル、是船江神社ナリト云リ、

土生田神社

土生田は波爾布多と訓べし○祭神埴安姬命、稱ニ安土權現風土記○羽生田村に在す、今山王

八幡と稱す、名寄、案内、○節解○永萬記云、土生田社、眞漆一斗、

沼垂郡五座 並小

沼垂は奴太利と訓べし、和名鈔郡名沼垂、假字上の如し式廿二、民部拾芥抄、國郡沼垂、○日本紀、孝德

天皇三年十二月、造ニ淳足柵ニ置ニ柵戸、老人等相謂之曰、數年鼠向東行、此造ニ柵之兆乎、

大形神社

大形は於保加多と訓べし○祭神大國主神、稱ニ大宮權現風土記○河渡村郡名大に在す、今白山

權現と稱す、案内今蒲原郡に屬す、

市川神社

市川は伊知加波と訓べし○祭神木事命風土記○乙村大日堂境内に在す、今八所權現と稱す、案内

今蒲原郡に屬す、

石井神社

石井は伊波爲と訓べし○祭神石井主命風土記○中條驛に在す、今若一王子と稱す、案内、節解云、

今蒲原郡に屬す、○當國三島郡石井神社もあり、

類社

山城國乙訓郡石井神社の條見合すべし

雜事

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜御體御卜、中坐ニ越後國ニ石井神云々、以下前に

美久理神社

美久理は假字也○祭神大己貴命風土記○沼垂郡に在す、今白山權現と稱す、案内○節解云、

草紙十の卷に、中しろはといふ下に、在ニ加地郷ニ、

川合神社

川合は加波比と訓べし○祭神多奇波世君風土記○熟田阪村に在す、今熊野權現と稱す、案内○

在示今蒲原郡に屬す、○姓氏錄、左京川合公、上毛野同氏、多奇波世君之後也、○當國魚沼郡

川合神社もあり

類社

信濃國安曇郡川會神社

磐船郡八座 並小

磐船は伊波布禰と訓べし、和名鈔、郡名石船、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡石船、○日本紀、孝德天皇四年、治磐舟柵以備蝦夷、遂遷越與信濃之民、始置柵戶、續日本紀、文武天皇二年十二月丁未、令越後國修理石船柵、四年二月己亥、令越後佐渡二國修營石船柵、

石船神社

石船は郡名に同じ○祭神饒速日命風土記 ○石船驛に在す、節解、名寄案内、例祭毎月十八日、

類社

常陸國那珂郡石船神社の條見合すべし

蒲原神社

蒲原は郡名に同じ○祭神草野媛命風土記 ○勝木村に在す、今八幡宮と稱す、案内、○節解云、在山家郷

西奈彌神社

西奈彌は爾之那美と讀り○祭神月夜見尊○在所分明ならず、節解云、在佐伯郷、案内云、武動村御四御、南社亦云村上城下羽黒權現亦云瀬波町

荒川神社

荒川は阿良加波と訓べし○祭神罔象女命風土記 ○在所分明ならず、節解云、在荒川里、案内云、小、内村亦云桃崎、亦云川邊村、執

雜事

多伎神社

朝野群載云、康和五年六月十日、奏龜卜御體御卜、中坐越後國荒河神云々、以下前に
多伎は假字也○祭神罔象女神風土記 ○指合村に在す、今瀬波八幡宮と稱す、案内○節解云、○當國三島郡多岐神社もあり、在大津里

類社

美濃國多藝郡多伎神社の條見合すべし

漆山神社

漆山は宇留志夜麻と訓べし○祭神經津主命、武甕槌命、風土記 ○武動村に在す、今矢野伏見、 明神と稱す、名寄案内、○節解云、在布登布崎、例祭

桃川神社

桃川は毛々加波と訓べし○祭神天棚機姫命、風土記 ○桃川村に在す、案内○節解云、在桃川、亦名七夕川江邊

湊神社

湊は美那登と訓べし○祭神速秋津姫命、風土記 ○七湊村に在す、案内○節解云、在大川湊

○附録

式外神

大藏神社

祭神 ○岩船郡

神位

寛政二年五月廿日、被_レ奉_レ授_二正一位々記_一、

日吉神社

祭神 ○頸城郡

神位

寛政九年七月十日、被_レ奉_レ授_二正一位々記_一、

山王神社

祭神 ○頸城郡

神位

文政五年五月十七日、被_レ奉_レ授_二正一位々記_一、

氣比神社

祭神 ○頸城郡

神位

文政六年二月廿八日、被_レ奉_レ授_二正一位々記_一、

諏訪大明神社

祭神 ○魚沼郡

神位

嘉永五年九月十七日、被_レ奉_レ授_二正一位々記_一、

神社殿録第四十一之卷目錄

佐渡國

佐渡國九座並小

羽茂郡二座並小

度津神社

雜太郡五座並小

引田部神社

御食神社

越敷神社

賀茂郡二座並小

大幡神社

大目神社

物部神社

飯持神社

阿都久志比古神社

神社殿録第四十一之卷

北陸道七

○佐渡國

佐渡國九座 並小

中臣朝臣連胤謹撰

佐渡は假字也、和名鈔、國名佐渡、國府在雜太郡、式廿二、民部佐渡國、中、爲遠國、同、上計行程上廿四日、下十七日、拾芥抄、國郡佐渡、中、○日本紀、神代卷上、佐渡洲、古事記、神代佐渡島、續日本紀、天平十五年二月辛巳、以佐渡國并越後國、天平勝寶四年十一月乙巳、復置佐渡國、○舊事紀、國造佐渡國造、志賀高穴穗朝、阿岐國造同祖久志伊麻命四世孫大荒木直定、賜國造、

羽茂郡二座 並小

羽茂は假字也、今土人に波毛和名鈔、郡名式廿二、民部拾芥抄、國郡羽茂、○日本紀、欽明天皇五年十二月、越國言、於佐渡島北御名部之碇岸、有肅慎人、乘一船舶而淹留、中亦言鬼魅不敢近之、島東禹武邑人、云々、續日本紀、養老五年四月丙申、分佐渡國雜太郡、始置賀母羽茂二郡、

度津神社

度津は和多都と訓へし○祭神五十猛命頭○飯岡村に在す、略風土記例祭十一月中卯日、○當國一

明治四年五月十四日
列於國幣
中三所
新設佐渡
國佐渡郡
本郷村大
字飯岡村
祭日四月十日

一宮也一宮記

逆胤 按るに、神社啓蒙、日本紀通證等、當郡の條に引用る欽明紀の浦神を、當社のこととするは、釋日本紀の説に據れる也、是非とも辨へがたし、

雜事

朝野群載云、永曆四年六月十日、奏龜卜御體御卜、中坐佐渡國二度津神云々、社司等依_レ過_二穢神事_一、出給、遣_レ使科_二中祓_一、可_レ令_二祓清奉仕_一事、下略宮主正六位上行少祐卜部宿禰兼宗、中臣從六位下行大祐大中臣朝臣惟維、

大目神社

大目は於保女と訓べし、和名鈔、部名大目、假字上の如し○祭神詳ならず○椿尾村に在す、略風例祭

類社

尾張國山田郡大目神社の條見合すべし

雜事

朝野群載云、永曆四年六月十日、奏龜卜御體御卜、中坐佐渡國二大目神云々、以下前に

雜太郎五座 並小

雜太は佐波太と訓べし、和名鈔、部名雜太、假字上の如し式廿二、上民部拾芥抄、國郡雜太、

引田部神社

引田部は比氣多倍と訓べし秘○祭神詳ならず○金丸本郷に在す、略風例祭九月九日、

今屬雜太郎

雜事

朝野群載云、永曆四年六月十日、奏龜卜御體御卜、中坐佐渡國二引田部神云々、以下前に

物部神社

物部は毛乃々倍と訓べし○祭神宇麻志麻治命祓○小倉村に在す、略風例祭八月五日、

類社

伊勢國飯高郡物部神社の條見合すべし

神位

續日本紀、延曆十年九月甲子、叙_二佐渡國物部天神從五位下_一、

御食神社

御食は美氣と訓べし○祭神御食津神歟○後山村に在す、略風例祭八月十六日、

類社

伊勢國度會郡御食神社

飯持神社

飯持は伊比毛知と訓べし○祭神詳ならず○河内村に在す、略風例祭

雜事

朝野群載云、永曆四年六月十日、奏龜卜御體御卜、中坐佐渡國二飯持神云々、以下前に

越敷神社

印本並小
二柱家を脱す
に今桂家を脱す
據て和ふ本

越敷は袁爾布と訓べし○祭神若狹比古神歟○猿八村に在す、略風例祭八月朔日、

賀茂郡二座 並小

賀茂は假字也、和名鈔、郡名式廿二、兵部拾芥抄、國郡賀茂、○續日本紀、養老五年四月丙申、分
佐渡國雜太郡、始置賀母羽茂二郡、

大幡神社

大幡は於保波と訓べし○祭神詳ならず○大倉村に在す、略風例祭九月十一日、

神位

三代實錄、元慶七年二月二日己亥、授佐渡國正六位上大幡神從五位下、

阿都久志比古神社

阿都久志比古は假字也○祭神明か也○長江村に在す、略風今熱串彦明神と稱す、例祭八月十
三日、

○附録

式外神

花村神社

祭神在所詳ならず

神位

佐志羽神社

祭神在所等詳ならず

神位

三代實錄、元慶二年十一月十三日甲辰、授佐渡國正六位上花村神從五位下、

賀茂神社

神位

天明四年七月廿五日、被奉授正一位位記、

惣社大明神

○雜田郡吉岡村

神位

文化七年三月廿五日、被奉授正一位位記、

諏訪大明神

神位

文化十二年十二月十日、被奉授正一位位記、

后大明神

神位

文化十四年九月三日、被_レ奉_レ授_二正一位位記_一、

神社殿録第四十二之卷目錄

丹波國

丹波國七十一座大五座小六十六座

桑田郡十九座大二座小十七座

桑田神社

小川月神社名神大

神野神社

阿多古神社

走田神社

伊達神社

石穗神社

多吉神社

鍛山神社

船井郡十座大一座小九座

志多非神社

鳥物部神社

志波加神社

出雲神社名神大

三宅神社

三縣神社

山國神社

小幡神社

松尾神社

大井神社

與能神社

村山神社

菟田野神社

船井神社

出石鹿岩部神社

幡日佐神社

辨奈貴神社

麻氣神社名神大

多沼神社

多紀郡九座大二座小七座

神田神社

大賣神社

二村神社

氷上郡十七座並小

狹宮神社

岩部神社

伊尼神社

阿陀隨神社

芹田神社

新井神社

鷹井神社

伊都伎神社

天田郡四座並小

奄我神社

酒治志神社

櫛石窓神社二座並名神大

川田多々奴比神社二座

佐々婆神社

熊鞍神社

高座神社

荻野神社

知乃神社

佐地神社

楯縫神社

兵主神社

奴々伎神社

加和良神社

神野神社

生野神社

天照玉命神社

荒木神社

何鹿郡十二座並小

阿比地神社

御手槻神社

阿牟奈備神社

赤國神社

佐須我神社

福太神社

須波伎部神社

阿須々伎神社

佐隨神社

伊也神社

高藏神社

島萬神社

神社叢錄第四十二之卷

山陰道一

○丹波國

中臣朝臣連胤謹撰

山陰道神五百六十座

山陰道は日本紀ソト今は音讀也○日本紀、成務天皇五年秋九月、令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、則隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、南北爲日橫、山陽曰影面、山陰曰背面云云、

連胤按るに、厩牧令云、大路、謂山陽道、其太宰以去即爲小路也とあり、大八洲記云、山陰道乃山陽道之小路也、と然るべし、

大三十七座 就中一座月次新嘗

小五百二十三座

丹波國七十一座 大五座小六十六座

丹波は太邇波と訓べし、和名鈔、郡名丹波、假字上國府在桑田郡、式廿二、民部丹波國、上、爲近國、同廿四、上計行程上一日、下半日、○舊事紀、國造丹波國造、志賀高穴穗朝御世、尾張同祖建稻種命四世孫大倉岐命定賜國造、同、天孫天香語山命六世孫建田背命、丹波國造祖、大八洲記云、按、建稻種命、天香山命十二世孫也、

桑田郡十九座 大二座小十七座

桑田は久波太と訓べし、和名鈔、郡名桑田、假字上式廿二、民部拾芥抄、國郡桑田、○日本紀、垂仁天皇八十七年條に、昔丹波國桑田村有_レ人、名曰_二斐襲_一、

出雲神社 名神大

出雲一本又拾芥抄等出
拾芥抄等出
明治四年五月
月十四日被
中社於國幣
所在京都府
丹波國南桑
田郡千歲村
祭日十月廿
一日

出雲は伊都毛と訓べし○祭神三穗津姬注○出雲村に在す○當國一宮也一宮○式三、臨時名神祭二百八十五座、中丹波國出雲神社一座、○日本紀、崇神天皇六十年、遣吉備津彥與武瀆河

別、以誅出雲振根、故出雲臣等畏是事、不祭大神而有間、時丹波氷上人、名氷香戶邊、啓于皇太子活目尊曰、已子有小兒、而自然言之、玉嬰鎮石、出雲人祭、眞種之甘美鏡、抑羽振甘美御神、底寶御寶主、山河之水沐御魂、靜桂甘美御神、底寶御寶主也、云此是非似小兒之言、若有託言乎、於是、皇太子奏于天皇、則勅之使祭、○徒然草云、丹波に出雲と云地有り、大社を移して目出たく造り、

考證云、出雲社者、元明天皇御宇和銅元年被立社壇、神領所々、御影山者一條入道太政大臣被下知畢、天福三年三月廿三日、御教書有之、

類社

出雲國出雲郡出雲神社、周防國佐婆郡出雲神社二座、信濃國水内郡伊豆毛神社、

神位 名神

日本紀畧、弘仁九年十二月乙丑、丹波國桑田郡出雲社預名神、續日本後紀、承和十二年七月

改稱雜事云
元明和銅
四年辛亥
出現

辛酉、丹波國桑田郡無位出雲神奉_レ授_レ從五位下、依_レ國司解狀_二也、三代實錄、貞觀十四年十一月廿九日乙未、授_二丹波國從四位下出雲神從四位上_一、元慶四年六月廿一日癸卯、授_二丹波國從四位上出雲神正四位下_一、日本紀略、延喜十年八月廿三日、授_二丹波國出雲大神正四位上_一、

雜事

東鑑云、壽永三年九月廿日丙午、丹波國一宮出雲社者、蓮華王院御領也、預_レ給能盛法師、年來令_二知行_一、何有_レ稱_二地頭_一之輩_レ哉、年來又不_二聞食及_一、而號_二彼御下文_一、玉井四郎資重恣押領、其理可_レ然哉、有_レ限御領不可_レ有_二異儀_一事也、早可_レ停_二止件_一濫行之由、令_二下知_一給可_レ宜之由、院御氣色候也、仍執達如_レ件、八月卅日、右衛門權佐、謹上兵衛佐殿、

桑田神社

桑田は久波多と訓べし、和名鈔、部名桑田、假字上の如し○祭神在所等詳ならず

三宅神社

三宅は美彌氣と訓べし○祭神三宅連祖歟○在所詳ならず

類社

伊勢國鈴鹿郡三宅神社の條見合すべし

小川月神社

名神大

小川は平加波、月は都岐と訓べし、和名鈔、部名小川、假字上の如し○祭神天月神命○池尻村に在す魚
○式三、臨時名神祭二百八十五座、中丹波國小川月神社一座、

啓蒙ニ里談
ニ據テ本條
ヲカタルハ信

類社

山城國綴喜郡樺井月神社の下見合すべし

神位

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉_レ授_二丹波國從五位下小川月神從五位上_一、

三縣神社

三縣は美阿賀多と訓べし○祭神在所等詳ならず

神野神社

神野は加美乃と訓べし○祭神伊可古夜日女命○宮傍村に在す啓○頭注云、賀茂建角身命婦、伊賀古彌日賣命也、玉依彥玉依姬母也、玉依姬鴨御祖神也、玉依彥可茂縣主等遠祖也、○當國

水上郡神野神社もあり

山國神社

山國は夜万久爾と訓べし、和名鈔、部名山國、○祭神詳ならず○山國郷烏居村に在す

阿多古神社

阿多古は假字也○祭神伊弉册尊、火産靈尊、○愛宕山頂朝日峯に在す、丹波山城兩國堺也、_二拾芥抄云、愛宕護、在_二山城國葛野郡_一、○葦原卜定記云、戊亥仁當天、王都守護神明坐す、即天神第七陰神也、火災於永久退平爲也止天、若宮仁和火産靈於置玉奈利、偏仁帝都靜謐乃基也、○日本紀、神代上一書曰、伊弉册尊生_二火産靈_一、○神祇拾遺云、當社久代平安城北懸峯東隣也、光仁天

皇御宇、天應元年釋慶俊奉遷今之靈地、仍神人等ト居於北山麓、

伴信友云、或書ニ光仁天皇ノ天應元年、釋慶俊今ノ處ニウツス、當社始ハ山城國愛宕郡鷹峯ノ北ニアリ、今ニ石門存ス、上加茂大門村ハ又ソノ社ノ大門ノアリシ處ト云フ、今ノ社ノ坐ス山ハ今ハ葛野郡山ニ屬ス、シカレドモ舊名ヲ唱ヘテ愛宕ト云ヒ、山ヲモアタゴト云ヘリ、慶俊勝軍地藏ヲ併セ祭ル、素戔嗚尊ト軻遇突智神ハ奥ノ院ト號シテ祭レ之、今ハ奥ノ院ハ太郎坊ト稱シ、地藏ヲ本宮トス、是ヨリ社人跡絶タリ、又云、按源平盛衰記、山門堂塔ノ事ノ段ニ「北京にはあたご高雄の山も、昔は堂塔の軒をきしり、行學功をつもりけれども、一夜の中にあれしかば、今は天狗のすみかと成にけりトアリ、此記カキシ頃モ、アタゴヲ北京ト云ヘレバ、ハヤク山城ニツキタリケリ、サテ今山城ノ愛宕郡ハ、舊阿多古ノ神ノ坐ス地名ヨリ出タルナルベシ、アタゴトハカグツチノ神ノ爲ニ、母命ノ火ニ焦レテ崩リ玉ヘレバ、仇子ノ義ノ御名ナルベシ、記傳ニサレバ郡名ノ愛宕モ、モトハアタゴト唱ヘケンヲ、仇子ト云フ詞ノイマシキヲ忌ミテ、後ニオタギト唱ヘカヘタルモノニテ、神名ハ古ノマ、ニ稱スナルベシ、又按ニ、當社産火ヲ忌キラヒ玉フト云ヒ傳ヘタリ、ソハ神ノ忌玉フハナベテノ例ニテ、素ハコノ神ノ御火ニテ妣命ノ御陰ヤカレテ、崩リ玉ヒツルサガナキ御事ヲ忌ミテ、産火ノ當社ニフル、ヲサケタルガコトノ因縁ナルベシ、

神位

三代實錄、貞觀六年五月十日乙未、授丹波國正六位上愛當護神從五位下、同十四年十一月廿

走田一本走
邊に作る

九日乙未、授丹波國從五位下阿當護神從五位上、元慶三年閏十月廿四日庚戌、授丹波國從五位上阿當護神從四位下、

小幡神社

小幡は袁婆多と訓ベシ○祭神詳ならず○穴太村に在す

走田神社

走田は波勢多と訓ベシ○祭神詳ならず○余部村に在す

類社

山城國乙訓郡走田神社

松尾神社

松尾は麻都乃袁と訓ベシ○祭神大山咋神注○保津村に在す、今浮田大明神と稱す、考

類社

山城國葛野郡松尾神社の條見合すベシ

伊達神社

伊達は以多天と讀リ○祭神詳ならず○宇津根村寶藏寺中に在す魚

類社

陸奥國色麻郡、紀伊國名草郡伊達神社の條見合すベシ

大井神社

大井は於保爲と訓べし○祭神詳ならず、頭注云、月讀命、○大井村に在す○頭注云、建治元年四月、神與依大井河大水而流此地、故國民祭之云々、

類社

山城國乙訓郡大井神社の條見合すべし

石穗神社

石穗は伊波保と訓べし○祭神在所等詳ならず、

考證云、土佐風土記云、天石帆別命、天石門別神子也、

與能神社

與能は假字也○祭神詳ならず○寺村に在す

神位

三代實錄、仁和二年十一月十四日己丑、授丹波國正六位上爲與能神從五位下、

多吉神社

多吉は假字也○祭神在所等詳ならず○向山村瀧大明神歟

類社

美濃國多藝郡多伎神社の條見合すべし

村山神社

村山は牟良夜麻と訓べし○祭神大山祇命頭注○山國內也同上

非一本米に作る

類社

伊豫國宇摩郡村山神社

鋤山神社

鋤山は久波夜麻と訓べし○祭神詳ならず○矢田村に在す、今矢田大明神と稱す、魚

藤田野神社

藤田野は比江多乃と訓べし○祭神詳ならず○下佐伯村に在す魚

船井郡十座

大一座小九座
船井は不奈井と訓べし、和名抄、郡名船井、假字上の如し、式廿二、民部拾芥抄、國郡船井、

船井神社

船井は郡名に同じ、和名抄、郡名船井、布奈井、○祭神在所等詳ならず

志多非神社

志多非は假字也○祭神在所等詳ならず

出石鹿嶋部神社

出石鹿は以都志加、嶋部は伊曾倍と訓べし、和名抄、郡名出鹿、○祭神在所等詳ならず

類社

伊勢國朝明郡石部神社の下見合すべし

島物部神社

島は志麻、物部は毛乃々倍と訓べし、和名鈔、郡名志麻、○祭神宇摩志麻治命○在所詳ならず

類社

伊勢國飯高郡物部神社の條見合すべし

幡日佐神社

幡日佐は波太比左と讀り○祭神在所等詳ならず○頭注云、氷大明神、神吉氷室、件社解云、和銅年中御影向、當社齊衡年中、被_レ授_二追從三位、宣命云、貢氷非_レ當暑月貢_二追_一、知_二天下之泰平庶民之豊稔_一之嘉瑞也、

連風按るに、國圖に船井桑田兩郡の堺、船井郡に氷所村、桑田郡に神吉村といふあり、疑ふらくは此邊に究るならん尋ぬべし、

志波加神社

志波加は假字也○祭神在所等詳ならず

連風按るに、郡中に志和賀村といふあり尋ぬべし、

辨奈貴神社

辨奈貴は假字也○祭神在所等詳ならず

麻氣神社 名神大

麻氣は假字也○祭神詳ならず○麻氣村に在す○式三、臨時名神祭二百八十五座、略丹波國麻氣神社一座、

類社

大和國城下郡鏡作麻氣神社の條見合すべし

神位

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉_レ授_二丹波國從五位下麻氣神從五位上、

官幣

文德實錄、仁壽二年十一月甲辰、遣_二使者_一向_二丹波國麻氣神社_一、奉幣、

酒治志神社

酒治志は須知之と訓べし、和名鈔、郡名須知、○祭神在所等詳ならず

連風按るに、郡中に須知村といふあり、元は酒治志なるが、彼郷名を二字に定められし時より、須知と稱せるならん尋ぬべし、

多治神社

多治は假字也○祭神詳ならず○田原村之内殿村に在す、今多治大明神と稱す、

多紀郡九座 大二座小七座

多紀は假字也、和名鈔、郡名多紀、式廿二、兵部拾芥抄、郡名多紀、

櫛石窓神社二座 並名神大

櫛石窓は久志伊波麻止と訓べし○祭神櫛石窓神、豊石窓神、○今大芋明神と稱す○式三、臨時名神祭二百八十五座、略丹波國櫛石窓神社二座、○古事記、神代天石戸別神、亦名謂_二櫛石窓

多治印本多
沼に作る今
一本に據て
改む

神、亦名謂「豊石窓神」、此神者御門之神也、天皇「舊事紀」、本紀復櫛磐間戸神、豊磐間戸神、並今御門御巫所奉齋矣、

伴信友云、廿二社注式奥入曰、多紀郡櫛石窓神二座、本記曰、神代尊號級長戸邊命、級長津彦命、是風神陰陽兩神也、大和國龍田坐須龍田彦龍田姫、神代與利御垂跡、風神乃本社奈利、豊受皇太神宮仁供奉、丹波國仁坐須、人皇廿代、雄略天皇十七年癸丑、豊受皇太神丹後國與佐郡真名井原與利、伊勢國山田原仁御遷坐乃時御供奉、此兩神陽神級長津彦命波、伊勢山田原仁垂跡與利、今太神宮攝社内風宮是奈利、陰神級長戸邊命波、丹波國多紀郡仁留坐、大芋大明神是奈利、當社社官者、大和國三輪大明神子孫也、故大和宿禰氏人奉仕之、○古事記傳十五卷四十三丁に、此神の丹波に鎮坐しこと、いかなる由縁にかありけむと云へり、○或云、當社參拜せしに、甚衰微にて天台僧一人奉仕、其邊の氏神とあはしましけると云へり、

類社

宮中櫛石窓神の條見合すべし

神田神社

神田は加牟多と訓べし、和名鈔郷名神田、○祭神詳ならず○酒井庄波賀野村今田に神田神社あり是歟、兵家茶話

類社

近江國滋賀郡神田神社の條見合すべし

川内印本川
改一本に據て

川内多々奴比神社二座

川内は加布知と訓べし、多々奴比は假字也、櫛縫の和名鈔、郷名川内、○祭神在所等詳ならず○當國氷上郡櫛縫神社もあり

神祇舊事紀、本紀復令彦狹知神爲作盾者、○式四十九、兵踐祚大嘗會、新造神盾四枚、丹波國櫛縫氏造、云云、○當國氷上郡櫛縫神社もあり

大賣神社

大賣は於保女と訓べし○祭神在所等詳ならず、伴信友云、在寺内村一歟、

類社

尾張國山田郡大目神社の條見合すべし

佐々婆神社

佐々婆は假字也○祭神詳ならず○會我部庄宮村に在す、今八幡宮と稱す、兵家茶話

二村神社

二村は布多牟良と訓べし○祭神詳ならず○味間村に在す

熊按神社

熊按は久麻久良と訓べし○祭神在所等詳ならず

氷上郡十七座

並小

氷上は比加三と訓べし、和名鈔、郷名氷上、假字上の如し、式廿二、民部拾芥抄、國郡氷上、

按一本按に
作る

高座神社

高座は多加久良と訓べし○祭神在所等詳ならず

類社

河内國高安郡天照大神高座神社の條見合すべし

狹宮神社

狹宮は佐美彌と訓べし○祭神在所等詳ならず

荊野神社

荊野は加利乃と訓べし○祭神詳ならず○下小倉村に在す

岩部神社

岩部は伊曾倍と訓べし○祭神詳ならず○石負村に在す、和名鈔、部名石生、伊曾布

類社

類社の條缺

知乃神社 鐵

知乃は假字也○祭神在所等詳ならず

伊尼^{イニ}神社

伊尼は假字也○祭神詳ならず○沼貫庄新御村に在す、今伊智宮大明神と稱す、

考證云、今伊禰と云浦里あり、海邊也、

佐地神社

佐地は假字也、和名鈔、部名佐治、○祭神詳ならず

阿陀岡神社

阿陀岡は安多袁加と訓べし○祭神在所等詳ならず

楯縫神社

楯縫は多天奴比と訓べし○祭神在所等詳ならず○舊事紀、神祇復令彦狹知神爲_レ作盾_一者、○

式四十九、兵踐祚大嘗會、新造神盾四枚、丹波國楯縫氏造、云云、○當國多紀郡川内多々奴比

神社もあり

類社

常陸國信夫郡楯縫神社の條見合すべし

芹田神社

芹田は世利多と訓べし○祭神在所等詳ならず

類社

出雲國大原郡西利太神社

兵主神社

兵主は比夜宇須と訓べし○祭神 ○在所詳ならず

類社

大和國城上郡穴師坐兵主神社の條見合すべし

新井神社

新井は爾比爲と讀り○祭神在所等詳ならず

奴々伎神社

奴々伎は假字也○祭神在所等詳ならず

廬井神社

廬井は伊保爲と訓べし○祭神在所等詳ならず

加和良神社

加和良は假字也○祭神在所等詳ならず

類社

伊勢國奄藝郡加和良神社の條見合すべし

伊都伎神社

伊都伎は假字也○祭神在所等詳ならず

神野神社

神野は加美乃と訓べし○祭神伊可古夜日女命○在所詳ならず○中右記云、元永二年十二月五日、右中辨惟兼來云、鴨社今度遷宮、件御服裝束事、被問本社司之所、申云、以丹波御厨年貢一度所調供來也、而自故禰宜惟季時被立加美乃御厨之後二季調進之、○當國

廬井一本廬
非に作るは
誤り

桑田郡神野神社もあり、

天田郡四座 並小

天田は安萬多と訓べし、和名鈔、郡名天田、假字上式廿二、兵部拾芥抄、郡名天田、

生野神社

生野は伊久乃と訓べし○祭神詳ならず○生野村尋ぬべし

奄我神社

奄我は阿牟加と訓べし、和名鈔、郡名奄我、○祭神詳ならず

類社

但馬國出石郡阿牟加神社

神位

三代實錄、貞觀十四年十一月廿九日乙未、授丹波國正六位上奄我神從五位下、

社地

續日本紀、寶龜四年九月壬辰、丹波天田郡奄我社有盜、喫供祭物、斃社中、去十許丈更立

社焉、

天照玉命神社

天照玉命は阿麻天留多麻乃美古止と訓べし○祭神明か也○和久庄今安村に在す

雜事

台記云、久安三年十月十三日癸卯、先日典藥頭重基朝臣申曰、來十七日爲_レ拜_二氏神_一下_二向丹波國_一○夫木集に、丹波國あまてるの社にて、丹波忠茂朝臣、大江山むかしのあとのたえせぬはあまてる神もあはれとや見む、

荒木神社

荒木は阿良岐と訓べし○祭神詳ならず○堀村の内荒木村尋ぬべし

類社

大和國宇智郡荒木神社の條見合すべし

官社

三代實錄、貞觀元年五月四日己未、丹波國荒木神列_二於官社_一、

何鹿郡十二座 並小

何鹿は伊加留加と訓べし、和名鈔、郡名何鹿、假字上の如し式廿二、民部拾芥抄、國郡何鹿、

須波伎部神社

須波伎部は假字也○祭神詳ならず

神位

三代實錄、貞觀十一年十二月八日辛卯、授_二丹波國正六位上物部簀掃神從五位下_一、

連胤云、此神位祭事記、考證に従うて載す、比保古船井郡島物部神社とするは論にたらず、

阿比地神社

阿比地は假字也○祭神在所等詳ならず

阿須須伎神社

阿須々伎は假字也、和名鈔、郡名吾雀、○祭神在所等詳ならず

雜事

三代實錄、元慶三年十一月九日甲子、丹波國言上、慶雲見_二管何鹿郡阿須々伎神社_一、_一朝野群
叢云、永曆四年六月十日、奏龜卜御體御卜、中坐_二丹波國_一須岐神云々、社司等依_レ過_二穢神事_一、
崇給、遣_レ使科_二中祓_一、可_レ令_二祓清奉仕_一事、下宮主正六位上行少祐卜部宿禰兼宗、中臣從六位
下行大祐大中臣朝臣惟維、

御手槻神社

御手槻は美天都岐と訓べし○祭神在所等詳ならず

佐施神社

佐施は假字也○祭神伊弉册尊

類社

越後國頸城郡佐多神社の條見合すべし

河牟奈備神社

河牟奈備は假字也○祭神在所等詳ならず

類社

河印本阿に
作る今秘釋
に據て改む

山城國綴喜郡甘南備神社の條見合すべし

雜事

千載集、祇神長元九年後朱雀院の御時、大嘗會主基方の神あそびの哥、丹波國神なび山シよめる、藤原義忠朝臣、常磐なる神なび山の榊をさしてそいのる萬世のため、又壽永元年、大嘗會主基方の哥よみて奉りける時、神樂哥、丹波國神なび山をよめる、權中納言兼光、見しまゆふかたにとりかけ神なびの山の榊をかさしにぞする、

伊也神社

伊也は假字也○祭神在所等詳ならず

赤國神社

赤國は阿加久爾と訓べし○祭神詳ならず○館村に在す

高藏神社

高藏は多加久良と訓べし○祭神詳ならず○井倉村に在す

類社

河内國高安郡天照太神高坐神社の條見合すべし

佐須我神社

佐須我は假字也○祭神在所等詳ならず

島萬神社

太一本田に作る

福太神社

島萬は志麻々と訓べし、和名鈔、郷名志麻、○祭神詳ならず○島間村尋ぬべし

類社

福太は佐久多と訓べし○祭神在所等詳ならず

美濃國賀茂郡佐久太神社の條見合すべし

○附録

式外神

雷神社

破无神社

祭神 ○今愛宕山に在す歟

神位

三代實錄、元慶四年四月卅日癸丑、授丹波國阿當護山无位雷神、破无神、並從五位下、

荒井神社

祭神在所等詳ならず

神位

三代實錄、元慶六年十月九日戊申、授丹波國荒井神從五位下、

城埼神社

祭神在所等詳ならず

神位

三代實錄、元慶六年十月九日戊申、授丹波國城埼神從五位下、

篠村八幡宮

祭神明か也○篠村に在す○諸神記曰、後三條院延久三年、依勅定奉勸請、

神社要録第四十三之卷目錄

丹後國

丹後國六十五座大七座小五十八座

加佐郡十一座大一座小十座

伊知布西神社

倭文神社

大川神社名神大

笑原神社

三宅神社

與謝郡二十座大三座小十七座

物部神社

須代神社

宇豆貴神社

久理隨神社

宇良神社

阿知江岩部神社

三重神社

奈具神社

彌加宜神社

高田神社

阿良須神社

麻良多神社

日原神社

籠神社名神大月次新嘗

彌刀神社

布甲神社

阿知江神社

多山神社

矢田部神社

倭文神社

木積神社

板列神社

吾野神社

小虫神社名神大

丹波郡九座大二座小七座

昨岡神社

多久神社

名木神社

比沼麻奈爲神社

竹野郡十四座大一座小十三座

奈具神社

久爾原神社

依遲神社

竹野神社大

志布比神社

床尾神社

賣布神社

熊野郡十一座並小

杉末神社

大虫神社名神大

大宮賣神社二座名神大

波彌神社

稻代神社

矢田神社

大字加神社

溝谷神社

網野神社

大野神社

生王部神社

深田部神社

發枳神社

熊野神社

意布伎神社
矢田神社
賣布神社
三島田神社
村岳神社

伊豆志彌神社
丸田神社
衆良神社
神谷神社
聞部神社

神社殿録第四十三之卷

山陰道二

○丹後國

中臣朝臣連胤謹撰

丹後國六十五座 大七座小五十八座

丹後は太邇波乃美知乃之利と訓べし、和名鈔、國名丹後、假字上國府在加佐郡、式廿二、民部丹後國、中、爲近國、同廿四、上計行程上七日、下四日、○續日本紀、和銅六年四月乙未、割丹波國五郡、始置丹後國、

加佐郡十一座 大一座小十座

加佐は假字也、和名鈔、郡名加佐、○日本紀、天武天皇五年九月丙寅朔丙戌、爲新營、ト國郡也、云云、次此云三須岐也丹波國訶沙郡並食ト、

奈具神社

奈具は假字也○祭神豐宇氣比女神、今天避社、又酒社と稱す、○在所詳ならず○當國竹野郡奈具神社もあり

伊知布西神社

伊知布西は假字也○祭神在所等詳ならず

彌加宜神社

彌加宜は假字也○祭神在所等詳ならず

考證に、古事記云、日子坐王娶天之御影神之女息長水依比賣、生子丹波比古多々須美知能宇斯王、此文を引て祭神天御影神と云へり、猶考ふべし、

倭文神社

倭文は志圖利と訓べし○祭神天羽槌雄命○在所詳ならず

類社

伊勢國鈴鹿郡倭文神社の條見合すべし

高田神社

高田は多加多と訓べし○祭神詳ならず○高田村に在す考證

類社

河内國澁川郡鴨高田神社の條見合すべし

大川神社 名神大

大川は於保加波と訓べし○祭神詳ならず○大川村に在す考證○式三、臨時名神祭二百八十五座、中丹後國大川神社一座、

當社猪鹿ノ田ヲ傷フテ愁ヒテ、此神ニ祈テ狼ヲ借ルト云コトアリ、其祈願ニ詣テ、歸ラヌ程ニ、既ニ其村ヘ狼來リ居ルユエ、猪鹿出ズ、カクテ其定メテ借タル日限ヲスケレバ、一ツモ居ラスト云フ、

日甲戌、授丹後國從五位上籠神正五位下、同十三年六月八日癸未、授丹後國正五位下籠神從四位下、元慶元年十二月十四日庚辰、授丹後國從四位下籠神從四位上、

雜事

朝野群載云、永曆四年六月十日、奏龜卜御體御卜、中略坐丹波國籠神云云、社司等依過穢神事、崇給、遣使科中祓、可令祓清奉仕事、下略宮主正六位上行少祐卜部宿禰兼宗、中臣從六位下行大祐大中臣朝臣惟維、

物部神社

物部は毛乃々倍と訓べし、和名抄、部名物部、○祭神宇摩志麻治命○石川村に在す舊事記

類社

伊勢國飯高郡物部神社の條見合すべし

雜事

朝野群載云、永曆四年六月十日、奏龜卜御體御卜、中略坐丹波國物部神云々、社司等依過穢神事、崇給、遣使科中祓、可令祓清奉仕事、下略宮主正六位上行少祐卜部宿禰兼宗、中臣從六位下行大祐大中臣朝臣惟維、

彌刀神社

彌刀は假字也○祭神在所等詳ならず

類社

河内國若江郡彌刀神社の條見合すべし

須代神社

須代は周天と訓べし○祭神詳ならず○明石村に在す舊事記

類社

伊勢國豐志郡須氏神社の條見合すべし

布甲神社

布甲は不加と訓べし○祭神詳ならず○布甲山に在す舊事記

宇豆貴神社

宇豆貴は假字也○祭神詳ならず○伊根浦推島に在す舊事記

阿知江神社

阿知江は假字也、和名抄、部名謁寂、○祭神詳ならず○溫江村に在す舊事記

久理陀神社

久理陀は假字也○祭神住吉神舊事記○栗田上司町に在す舊事記

多由神社

多由は假字也○祭神詳ならず○多由村に在す舊事記

宇良神社

宇良は假字也○祭神詳ならず○由良湊に在す舊事記

矢田部神社

矢田部は假字也○祭神矢田部氏祖歟○山田村に在す舊事○日本紀、崇神天皇六十年七月丙申朔己酉、詔群臣曰、武日照命從天將來神寶、藏于出雲大神宮、是欲見焉、則遣矢田部造遠祖武諸隅、左京神姓氏錄、別上矢田部連、同、攝津國矢田部造、同、河内國矢田部首、神饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也、○當國丹波郡熊野郡に矢田神社あり、同神歟考ふべし、

阿知江岩部神社

阿知江は前に同じ、岩部は伊曾倍と訓べし、○祭神詳ならず○倉崎浦須津村に在す舊事

類社

伊勢國朝明郡石部神社の條見合すべし

倭文神社

倭文は志圖利と訓べし○祭神天羽槌雄命○水江日量里本庄村に在す舊事

類社

伊勢國鈴鹿郡倭文神社の條見合すべし

三重神社

三重は假字也、和名鈔、地名丹波郡三重、○祭神詳ならず○三重村に在す舊事

木積神社

木積は古都美と訓べし○祭神詳ならず○皇住村に在す舊事

板列神社

板列は伊多奈美と訓べし○祭神詳ならず○府中男山村に在す舊事○元亨釋書云、丹州與佐縣板浪里、

杉末神社

杉末は須岐須と訓べし○祭神詳ならず○宮津市場杉末町に在す舊事

吾野神社

吾野は和賀乃と訓べし○祭神在所等詳ならず

大虫神社

大虫は於保牟志と訓べし○祭神詳ならず○温江村に在す舊事○式三、臨時名神二百八十五座、中略丹後國大虫神社一座、

類社

越前國丹生郡大虫神社の條見合すべし

神位

文德實錄、齊衡二年正月丙午、丹後國大虫神加從四位下、

小虫神社

名神大

小虫は袁牟志と訓べし○祭神在所等詳ならず○式三、臨時名神祭二百八十五座、中略丹後國小虫神社一座、

類社

越前國丹生郡小虫神社の條見合すべし

丹波郡九座 大二座小七座

丹波は多爾波と訓べし、和名鈔部名丹波、式廿二民部拾芥抄國郡丹波、今中郡と稱す、

大宮賣神社二座 名神大

大宮賣は於保美夜女と訓べし○祭神明か也○主基村に在す舊事○式三臨時名神祭二百八十

五座中略丹後國大宮賣神社二座、○舊事紀神祇本紀復令大宮賣神侍於御前、

類社

宮中造酒司坐大宮賣神社の條見合すべし

神位

三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授丹波國從五位下大宮賣神從五位上、

昨岡神社

昨岡は久比袁加と訓べし○祭神詳ならず○吾歌佐歌村に在す舊事

類社

山城國綴喜郡昨岡神社の條見合すべし

波彌神社

波彌は假字也○祭神詳ならず○荒山村に在す舊事

類社

近江國伊香郡波彌神社の條見合すべし

多久神社

多久は假字也○祭神詳ならず○丹波國に在す舊事

類社

出雲國楯縫郡多久神社

稻代神社

稻代は伊奈志呂と訓べし○祭神詳ならず○吉原村に在す舊事

類社

大和國高市郡稻代坐神社の條見合すべし

名木神社

名木は假字也○祭神詳ならず○内木村に在す舊事

矢田神社

矢田は假字也○祭神詳ならず○矢田村に在す舊事○當國熊野郡矢田神社もあり

比沼麻奈爲神社

比沼麻奈爲は假字也○祭神豐宇賀能賣神○久次村に在す舊事○神名秘書云、酒殿神者、伊弉册尊子、和久産巢日神子、豐宇賀能賣神、略丹波國與謝郡比沼山頂有井、其名號麻井、此處

類社云比沼
比治の誤
は比治の誤
なり委しく
べし別に云ふ